

平成27年3月4日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一 郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
企	画	中	島	憲	次
財	政	山	浦	康	則
課	長	有	森	滋	樹
兼	選	栗	林	雅	彦
挙	管	松	本	理	一 郎
理	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	事				
兼	長				
選	理				
挙	長				
管					
理					
委					
員					
会					
事					
務					
局					
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
部	参				
事	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成27年3月4日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第9号 鹿島市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例について
(質疑、討論、採決)
- 日程第3 議案第10号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について (質疑、討論、採決)
- 日程第4 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について (質疑、討論、採決)
- 日程第5 議案第12号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について (質疑、討論、採決)
- 日程第6 議案第13号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について (質疑、討論、採決)
- 日程第7 議案第14号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について (質疑、討論、採決)
- 日程第8 議案第15号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について (質疑、討論、採決)
- 日程第9 議案第16号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について (質疑、討論、採決)
- 日程第10 議案第17号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について (質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第18号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画について (質疑、討論、採決)

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りします。議案第8号から議案第18号までの11議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第18号までの11議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

○議長（松尾勝利君）

それでは初めに、日程第1. 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

それでは、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

議案書8ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行することに伴い、条文を整理する関係条例を制定したいので、この案を提出するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行、言うなれば、教育委員会制度の改革でありますけれども、今回の改革内容を説明する前に、これまでの委員会制度の変遷について若干説明をしたいと思います。

議案資料の7ページをお願いいたします。

教育委員会制度は、昭和23年に教育委員会法が制定をされ、住民が直接選挙する公選制が採用され、昭和27年度までには全国の全ての市町村に設置をされております。その後、昭和31年に教育委員会法にかえて地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定され、公選制が廃止されるとともに、委員の任命を首長が議会の同意を得て行う現行の制度に変わっております。以後も改革がなされ、平成11年、16年、19年と大きな改革を経て、現在に至っております。それでも課題が指摘され、今回の改革というふうになっております。

これまでの課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわからない、また、教育委員会の審議が形骸化しているのではないかと、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないのではないかと、住民の民意が十分に反映されていないのではないかなどの指摘がなされております。

それで、今回の改正につきまして、資料の8ページをお願いいたします。

先ほど申しましたような課題に対応するために、今回、4つの柱と申しますか、大きく改革がなされております。

まず、教育長と委員長を一本化するということになります。現行の教育委員会制度では、教育委員会の委員は議会の同意を得て首長が任命をいたします。その委員の中から教育委員会で教育委員長を選びます。また、選任された教育委員長が教育委員会の代表者となり、委員会の会議を招集、また議長となるものです。

一方、教育長は教育委員会の権限に属する事務を執行させるため、教育委員会の委員の中から任命するもので、事務執行の責任者ということになります。

委員の任期は4年で、教育長の任期は教育委員としての任期ということでございますので、教育長の任期も4年というふうになっております。

改革後は、教育長はこれまで委員長が行ってきた教育委員会の代表者ということも兼ね、事務執行の責任者も同時にいたすようになります。そして、首長が議会の同意を得て教育長として任命するようになります。

新しい教育長については、任期は3年というふうに定められております。

教育委員会はこれまで同様5名ということに変わりはありませんけれども、教育長と委員4名という構成というふうになってきます。そうなりますと、教育委員会の機能が、教育長が行う事務の管理、執行についてチェックする機関としての色彩が強くなるとともに、会議の透明化のための議事録の作成、公表をするというふうに法律で明記されております。

また、これまで予算編成、執行、契約の締結などの権限は市長にあるといったものの、教育に関する事項は教育委員会に属するものとされておりました、首長が教育に関し口を出しにくいという状況にありました。

そこで、地域の民意の代表者である首長と教育委員会が教育行政の方向を共有し、一致して執行するために総合教育会議というものを設置いたし、そこで教育行政の大綱の策定、教育に関し重点的に講ずべき施策及び緊急を要する場合に講ずべき措置を協議、調整をいたします。

総合教育会議は首長が招集し、原則公開というふうになっております。

そのほか、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするために、教育の目標や施策の根本的な方針として大綱を作成いたします。これは、総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を尽くして、首長が作成するというふうになっております。

なお、この改正は、本年4月1日から施行されることとなりますけれども、現在の教育長の当該任期中は、従前のまま在任するというふうになっております。

それでは、提案しております条例について、説明資料1ページの新旧対照表で説明をいたしたいというふうに思います。

当該条例は、4本の改正条例を規定する4条で構成しております。

第1条は、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正でございまして、教育長と教育委員長を一本化することに伴い、教育委員長の職が廃止をさ

れるために、委員長の報酬の欄を削るものであります。

右のほうの旧で申しますと、教育委員会の欄に教育長と委員の報酬額が規定をされておりますが、そのうち、教育委員長を削り、その結果、教育委員会の欄に委員だけとなりますので、区分名を教育委員会委員としております。

第2条は、鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部改正でございまして、総合教育会議が意見を聞くために出席を求めた者に対して費用弁償を支給すること及び文言の整理を行っております。

当該条例第2条中、第3号、第5号及び第11号中に、ただ単に聞くという意味を持つ聴聞の聞を使った「聞く」の表記を、注意深く耳を傾けて聞く意味を持つ聴聞の聴を使った「聴く」という表記に改め、また、費用弁償を支給する適用範囲を規定する第2条に、新しく先ほど説明いたしました総合教育会議に出席を求められた者に対して費用弁償を支給するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項の規定により、総合教育会議が意見を聴くため総合教育会議への参加を求めた者」という1号を第12号として加えております。

第3条は、鹿島市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございまして、市長、副市長と同様に、教育長の給料の額についても鹿島市特別職報酬審議会に諮るため、第2条中、副市長の次に教育長を加えることとして、「市長、副市長及び教育委員会の教育長」というふうにしております。

また、同条第1項及び第2項にも先ほどのただ単に聞くという意味の「聞く」の表記がありますので、前条の改正同様、「聴く」に改めております。

第4条は、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の根拠である教育長の給与について規定する教育公務員特例法第16条が削られましたので、給与に関しては地方自治法第204条第1項に、服務に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条に規定されましたので、第1条の趣旨の根拠法、根拠条項を改め、調整をいたしております。

教育長は、一般職から特別職に変わりますので、勤務時間、その他の勤務条件を規定する第7条「勤務時間、休日、休暇等」について、「鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。」というふうに変更、調整をいたしております。

また、第7条の次に1条を加えるために、第8条を第9条とし、第8条として、「教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例による。」として1条を加えております。

この条例の施行は、本年4月1日です。

なお、先ほど説明したように、現在の教育長の任期中に限っては、従前のおりとするという法に経過措置がうたわれております。よって、現任の教育長の現在の任期、こちらのほ

うは平成28年12月24日までというふうになりますけれども、この期間中は現行のままとして、この条例の中で、総合教育会議に係る第3条の改正規定については本年4月1日施行というふうになりますけれども、それ以外の3本の条例の改正については、従前のおりとするという経過措置を設けております。

これで説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております問題について、基本的には国のほうが決めまして、4月から施行されるということではありますが、このもの自体について、私たち議員としては論議をするという機会を得ませんでした。私はこの問題については一般質問の中で上げておりますので、具体的な細かい問題については、そのときお尋ねをするということにしまして、基本的な問題で市長にお尋ねをしたいと思います。

ただいま説明をされましたように、もともとこの問題、昭和27年には公選でやられたというようなことですね。それから次々と変わってきて、今のような状況にあるわけですが、つまり、今回の法案というのが教育委員会を市長の下に置くといいますかね、そういうものだと思います。教育委員長と教育長を一本化して、市長が直接教育長を任命するということですかね。教育委員会から教育長の、そういう形になりますと、つまり、今回は市長が直接教育の問題に立ち入っていくということ、そして、特に市長が教育のいろんな問題に関して具体的な提案をしていくというような、そういう状況にあると私は理解しております。

こういう今までの取り組みは、そういうことがないように、行政部門と教育関係部門が独立するというふうな形をしながらいろんな形で取り組まれたということですが、こういうことになると、今の市長がどういうことじゃないですかね。首長がその人の考えによっていろんな教育の介入というのが生まれてくるという、そういうことで、私は、そこの市長がどういう考えをお持ちなのかによって教育の部門に大きな影響が出てくるという心配があるわけですね。既にこの問題では大阪の橋下市長なんかは一般から校長を募集するというような形で、今もう既に大きな問題が起きて、社会的な問題にも発展しておりますが、市長はこういう形で、直接既に市長がタッチをしなくちゃいけないということになります。この問題について、果たして今までの行政と教育部門の独立していくというような、そういうものを大きく崩していくことになるわけですが、その点について、今回の問題については市長はどのようにお考えなのか。細かいいろいろについてはまた後ほどの一般質問でお尋ねしたいと思いますので、基本的な問題について市長のほうからのお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

前提は、私とは少し考え方が違うと思うんですよ。今回、何でこんなことになったか。提案理由でも課長がお話をいたしておりましたけれども、一番は、現在の教育委員会の形といいますかね、姿と言ってもいいと思いますが、わかりにくいというのが一番なんですよ、今回ののは。基本的に変わらないところは、首長の権限が、そんなに私自身は強くなったと思いません。なぜかといいますと、今は教育長、あるいは教育委員さんを任命するとき、議会に同意を得ないといけないですよ。ここのところの基本構造は変わっておりません。一番変わっているのは、教育長と教育委員長の関係、位置づけ、権限、いろんな言い方があると思いますが、外から見て非常にわかりにくい。問題が起きたときに、スピードある対応ができないというのがこのところの一番の原因なんです。したがって、今回はきちっと一本化するということで、外からは非常にわかりやすくなったと思います。

中で議論をするときに、端的に言いますと、どっちがリードされたいのかというのは、非常に個別の問題になったときに、実際問題として、議論を取りまとめるとか、意見を交換するときに難しい面があったと思っております。今回、はっきりしたということだったと僕は思うんですよ。決して市長のもとに教育委員会が統括されるようになったなんてことじゃなくて、こういうちゃんと総合教育会議を設置したり、それから、ちゃんとした大綱をつくって運営するというですから、権限が広がったということではないと思います。

この前もたしか委員会でお話があったと思いますけれども、市長の権限が強くなったという認識は私は持っていないんですよ。距離が近づいたと思っております。そういう感覚を持っておりますので、一番の権限である例えば人事権、先生方の、そういうのは持っていない。今回、動かされていないわけですから、余り首長の権限が強くなって、何か言うことみんな聞かされるようになったんじゃないかと思われることはないんじゃないかと思えます。そこが少し違うかなと思っております。

今回は外からも見てわかりやすくなった。中での議論がスピード感を持ってきちっと対応できるようになった、重ねて言いますと。そここのところが今回はっきりしたのかなと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長のお考えはわかりました。では、説明をいただいた問題とあわせながら、一般質問で詳しくお互いに議論をしていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回の教育委員会制度の改革については、私自身、一般行政と教育行政は分離をしていないきゃいかんというのが私の従来の考え方です。それはなぜかといいますと、政治的に教育というものは、その当時の権力によって左右されるものではないと、特に教育の内容についてはそのように思っておるところであります。

そういう前提に立って、先ほどから教育委員会の制度そのもの、あるいは中身について非常にわかりにくいというふうなことでございますので、幸いケーブルでござんの市民の皆さんに、わかりやすくどう違うのかということをまずお聞きしたいと思えます。

まず、現在、教育長と教育委員長、あるいは教育委員、どのような形で選出をされておりますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをいたします。

教育委員5名でございますので、各委員さん、任期間近になりますと、先ほどの法律に定められております教育に関し経験、あるいは識見を有するという方、あるいは一般の、最近保護者の代表として選ぶというものもござりますので、そこら辺を考慮しながら人選して、議会の同意を得て任命という形をとっております。（「委員長と教育長の任命」と呼ぶ者あり）委員長ですか。（「だから、教育委員長はこうして決まるんだと説明すればいいんだよ。教育長どうするのって。市民が見ているんだよ。今回公開するんだよ、これを。だから聞いているんだよ、手続をしっかりとしなさいって」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

質問は手を挙げてからお願いします。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

今回は、改革することによって教育委員会が形骸化していると、それをより市民の方にわかりやすくしましょうというのが今回のあれでしょう。だから僕は、じゃ、今までの従来のやり方でどうしていたんですか、市民に公開してください、話を聞かせてくださいと聞いているわけですよ。だから、教育委員はどのようにして選出されるのか、教育委員長というのはどのようにして決まるのか、教育長というのはどのようにして決まるのか、それを手続を教えてくださいと言っているわけ。市民がわかりやすく説明してくださいと言っているわけですよ。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

先ほど申しましたように、委員はそのような形で任命をされます。任命された委員の中で、教育委員長については、教育委員会の中で委員長としてふさわしいだろうという方を選ぶという形をとっております。

また、教育長につきましては、また一般のといえますか、委員さんとは違った意味でそういった経験、識見が必要となりますので、そういう方をお選びしているという形になります。

（「任命権者を聞いている」と呼ぶ者あり）任命権者は教育委員会でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

議会の同意を得るとかという話もありますね。これは人事問題に関することから、議会というのは、そのときは一人一人チェックなんかしません。どのような選出されたかというのはいしません。私は特に今までそういうふうにしてきました。何も文句言っていない。

でも、今回はこういう機会です。いろんなことを市民の皆さんにオープンにする機会ですよ。教育委員は、じゃ、誰が選出をして、誰が取りまとめをして議場に提出されるんですか。そこをはっきり言ってください。地域とか、専門家とか、そういうお話がありましたが、それをしっかり教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

委員の選出といえますか、まず、候補者の選出でございますけれども、先ほど言いましたように、教育に関して経験、あるいは識見があられる方ということでまず候補として上げて、その中で、もちろん年齢的なものもございますでしょうし、また、鹿島の場合でいいますと地域的なものもございます。そこら辺を考慮しながら、教育委員としてふさわしい方を候補者として人選して、議会のほうの同意を得て選出するという形になります。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

だから、そのときに、教育委員を選出するときに、いろんな条件とか、ちょっと具体的に言われたけれども、内規なり、そういうのはあるんですか。今、教育委員のメンバーは全然私の頭に入っていないんだけれども、1人だけはわかるけれども、ほかはわからない。どう

いう人がなっているか。それだけ今回、教育委員会というのはもう少し市民サイドに立って、あるいは教育の現場に立って物事をやっていこうというのが今度の改革の趣旨ですから、そういう意味では、その基準というものがなきゃいけないと思うんだけど、最終的には教育委員会がまとめるわけ。それをしっかり教えてください。そして議会に出すなら出すんだということ、手続をしっかりと教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

取りまとめというのは、あくまで教育委員についての提案権は首長、市長にございますので、市長部局、市長のほうでそこら辺、教育委員会も協力をしながら人選して、議会のほうに提案をするという形になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

今、重要なことを言ったんだよね。市長が出すというのは、それはあるかもしれんけど、そしたら、今までは分かれた縮んだ、じゃ、実際は教育委員の場合は市長が出しんさる。取りまとめはどこがしているのかわかんない、そんなきちとしたものがわからないようじゃいけないんじゃないの。僕なんか、人事問題は行政側の責任問題だということで、議会は同意する以外にないぐらいのことしか考えていないので、今の答弁でいくと、ちょっと今回の改革の問題含めて絡めていけばちょっとわかんない、言っていることがね。その違いがわかるように説明してもらわないと。今までの従来と今後はどうなるかということと、今、教育委員がおられる。年齢的にも若い人も年輩の方もおられる。職種も違う。教育だけに携わっている人だけじゃない。中には素人もいる。だから、それが悪いとは言いませんよ。でも、そういう異なったタイプの人たちが教育委員として集まって、市の教育行政の大枠を決めるというのは僕はあり得ることだと思います。従来の教育に専念してきた人だけの教育委員じゃなくて、いろんなタイプの形の教育委員の方が選出されて出てくるというのは私も歓迎をするところですが、いまいちわからない。ちょっと具体的に教えてもらっていいですか。地域別にどうしているとか、こだわっていないとか、たまたま地域が別々になりましたとか、この地域が出ていないから、この次はこの地域から出しましょうとかね。だから、その基準というのはある程度なきゃいけないと思うんですが、何にもないんですか。好き嫌いで決めるんですか。どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

若干説明が足りなかったと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に委員の任命についてということが書いてございます。まず、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」、これ先ほど中島次長が説明した内容でございます。

さらに、どういう方を選ぶかということにつきましては、第2項、その前の項もあるんですけども、「地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」と。今言いました内容において選出をさせていただいているものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

法律的な根拠を示していただきました。そうすると、ちょっと市民の方は、法律の中身をかみ砕いて物事を説明してくればわかりやすいんですね。

何で私があえてここで質問しているかということ、教育次長の説明が市民から見ればわからない。今回やろうとしていることのね、教育委員会をもう少しオープンにして、皆さんもいろんな形で参加できるようにという姿が次長の説明からだが見えない。だから質問しているわけですね。選出の方法はどうなのかということを行っているわけですね。

今の教育長の話によって、そういうふうにして教育委員が決まる。いろんなタイプの人が今出てきている。任命提出権者は市長であるというふうなことで、議会の同意を得るということで決まっていくということですね。わかりました。そういう手続の中で決まっていくようであります。

今回の改革の中で一番気になるのが、いわゆる今回の制度を周知徹底していくための法律は4月1日で施行される。ただし、教育長の任期がある間、暫定的に経過的な措置をとって今の状態でいくということなんですね。説明不足だと思います。今のままでいくというと、人事がそのままいくという意味なのか、制度趣旨もそのまま教育長の任期まで制度としてどうするのかということがね。制度は4月1日、経過措置があるから、教育長が任期までというふうなね。私もこの前、説明があったときにも言っていますけれども、おかしいと。制度と身分をどっちが市民が選ぶかということなんです。制度は制度として決まったら、それに合わせていくのが行政じゃないでしょうかね。私は、経過措置があるにしても、それを制度に合わせていくというのが必要である。今の説明でいくと、制度よりかは身分を重視して

いる。身分ということは教育長の任期の問題ですね、それを重視している、私はそのように考えます。その件についてどのように判断されますか。答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

先ほどの説明で足りなかった点があったということでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

再度説明をいたしたいと思います。

今回、4本の一部改正条例で提案をいたしておりますけれども、経過措置は、教育長と教育委員長が一本化されることの改正等、教育長に係る分については、教育長の今の在任期間中は変えないということでございますので、4月1日以降も今のままの制度ということでございます。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

だから、制度の問題と身分、あるいは人事の問題、教育長と教育委員長の問題、これをそのままいくということでしょう。そういうふうに確認していいですね。教育長と教育委員長、そのままの制度でいくんだということでしょう。暫定でその期間があると。だから、そこが何でそうなるのということを僕は聞いているわけですよ。暫定措置があるからそうしていくんだと、誰だってできるじゃないですか。

そこで、思い切って4月1日から制度を変えていくなれば、それだけの人事をする。現職の教育長、教育委員、今回の教育改革の趣旨にのっとってみずから辞職をする、辞表を出す、そして改めて市民なり議会の同意を得て、制度がしっかりしていくようにしていく、それが大事じゃないでしょうか。それぐらいの気持ちがあれば、市民に対する負託、今までどのようにして教育委員が選ばれたかなんかもわからない。

でも、今回の法の趣旨は、総合教育会議なるものが招集されて、そしてオープンになっていく。そういうことを目指している制度改革なのに、人事の問題で任期期間中延ばされるということは私は非常に残念です。教育長、みずからどうですか。そういう気持ちはありますか、ありませんか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

教育委員に任命を受けておまして、その任期というものがございますので、まずはその

任期を全うすべきものだというふうにこれまで考えておりました。

今、辞職するという話がありますけれども、やはりまず任期を務め上げたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

教育長が任期中やりたいということですね。当然、そしたら教育委員の皆さんもそうになっていく。どういうふうに考えたらいいか、私は今、判断ができません。僕はやはりこの際、関係の皆さんは辞表を取りまとめて、そして新たな気持ちで、新たな教育委員会をつくるんだという、今度の制度趣旨のもとで出発をしていく、それが大事じゃないですかね。やめろって私は言っていますが、辞職を取りまとめてください、辞表を取りまとめてくださいと言っているわけですね。教育長はまだ任期中やるということですけど、じゃ、任期中に何をやりますか、どういう目的で今後やろうと思っておりますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

今回、新たに総合教育会議というものが組織されていきますので、まず、その会議において首長の意見も聞きながら、しっかりと教育委員みんなで鹿島市の教育に励みたいというふうに思っております。どういった大綱ができるか、まだ想定を全てはしておりませんが、なお一層学力向上に努めるとか、あるいは思いやりの心を育むとかいうことに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

教育長、今回、このように制度改革があるわけですよ。先ほどぼそぼそと言うんじゃなくて、教育長としては、今回の制度改革を受けてこういうことをやりたい、1つはこうだと、2つ目はこうだと。先ほど決意を言われたけれども、もう少し市民に理解してもらおう、あるいは納得するということの立場でやってもらわないと、従来どおりになるじゃないですか、従来どおりのやり方になるじゃないですか。それを今回私は求めているわけですね。だから、教育長やめないということであれば、従来どおりじゃなくて、より一層のことをやりたい、改めて教育長の決意を聞きたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほども申し上げましたけれども、学力向上、思いやりに入力したいということにつけ加えまして、さらに教育委員さんたちの意見ももっともっと聞いていきたい、できれば回数もふやしていきたいなというふうに思っておりますし、学校等にもますます教育委員さんとともに回数をふやして訪問したりして、学校の意見もしっかり聞き取りたいなというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

今回の制度改革で市長と教育長との関係がより密になったと市長は言われました。ということは、それだけの、今まで独立機関としての自由な裁量のある教育委員会から、一般行政もちょっといろんな意味では相談に乗りたいねて、乗らなきゃいかんごとになってきたねというのがあるわけですね。大きく教育委員会というのはさま変わりをしていく、そのようなものですよ。教育委員会がしっかりして、いろんな取り決めをして、年に4回だけじゃなくて、回数をふやして、事あるごとに問題提起をしていく、そのようなことの決意を今、教育長から聞きましたから、とにかく頑張ってくださいたい。経過措置があるからということで生ぬるいことではなくて、制度と同時に任期も始まったというような考え方で今回の教育行政に励んでいただきたいと御希望を申し上げて、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

質問させていただきます。

今、御説明等をいただき、議員のお二人の方からも質問がありましたが、この教育委員会制度が変わるということで、教育委員会というものがあるというのは市民の方もわかっていらっしゃると思うし、子供を学校等に行かせている親御さんたちは知っていらっしゃるでしょう。

ただ、教育委員会というのは、先ほどから議論になっているように、何をしているのかというところも疑問点もあるんじゃないかなと。いろんなこれから行われる卒業式とか入学式のときに何か御挨拶をされる、何か問題があったときに会議を開いていらっしゃるのか、そういうふうな市民の方からの疑問もあると思うんですよ。

そういう中で、今回の改革の中に書いてあるところが、やはり「教育委員会の審議の活性化」というのを上げてあります。それと、今非常に問題になっている「いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化」とすると、そういうふうなことを書いてあります。

まず、今の現行の教育委員会というものについてお聞きをいたしますが、今、教育委員会

の会議というのは何回ぐらい年に行われているのでしょうか。まず、それをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

定例の教育委員会を毎月1回は開いております。それと、臨時の教育委員会というのは、教育長、あるいは教育委員長、あるいは委員さんからの申し出、申請等によりまして、臨時の教育委員会を開くことができるというふうになっております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最低毎月1回はあっているということですね。

今後、この改正に伴って、ここに書いてあるのが、会議の透明化を図るために、会議の議事録を作成・公表すること。私たち議員は、こういうふうな一般質問とか、この本会議場で行う場合は、今、ケーブルテレビさんの協力を得てテレビで放送されていますし、あとインターネットを使って見ることもできます。そういうことで、いろんなことを即時に議員のいろんな意見というのはわかるわけですが、教育委員会の中でどのような意見を出されていたのかということに関しては、今までなかなか皆さんわからなかったんじゃないかなと思うんですよね。もちろん今までも議事録は作成はされていたはずですけど、今後どのような形で市民の方にこれを公表されていくのか、それをお聞かせいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

今現在も議事録といいますか、会議につきましては公表をいたしております。今現在は教育委員会規則の中に規定を設けていたしております。

今回、改めて法の中で努力義務として規定をされたということでございます。もちろんそういうことでありますので、よりわかりやすく、さきの12月議会で勝屋議員のほうからも質問がございました。ですので、会議録の調製の仕方として、市議会のような一字一句するというのと、もう1つが、各議案ごとに要点筆記、どの委員がこういったことを言ったという仕方と、もう1つが、うちは今現在は、その議案名と、それから、それが承認をされたかどうかということで3種類あるかと思えますけれども、より具体的に、先ほど言われたように、委員会の中で委員が申されたことがわかりやすいような形には変えていきたいというふうに

思っております。

ところが、一字一句ということになりますと、自由闊達な意見というのが出にくいという面もございまして、なかなかそこで各自治体等もちゅうちょしているところもございまして、そこら辺はできるだけわかりやすい形で議事録としてまとめて、それをホームページ等で公開をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

教育次長ね、別に一字一句聞きたいなんて市民の方は思っていないんですよ。何を議論したのと、そしてどういうふうに、もし問題が起きたときに、それを再発しないために、今後どのようにいい方向に向かうためにやっていくのかと、そういうふうなのを教えてくださいと思っているはずなんです。ですから、ホームページを使われるかもわからないけど、月に1回会議があるんだったら、毎回これから市報に載せていただければどうですか。教育委員会って、今こんなことをやっていますよって。それについて教育長どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

市報に教育委員会の内容を掲示したらどうかということでもございますけれども、紙面の内容が非常に豊富だなということを見つるたびに思っております。スペース等の関係もございまして、このことについては執行部のほうと検討をしていきたいと思っております。

（「やる気ば出さんば」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

紙面の制限があるとかね、それはお答えにはならないですよ。市民の方が必要と思えば、それは必ず載せるべきですよ。

今どれだけ表面化されていないいじめとか、登校ができない子供さん方、いろんな問題を抱えている親御さん方、たくさんいらっしゃるでしょう。教育委員会は保護者の味方だという立場を明確にあらわしていただきたいと思っております。

今、教育長、そこまで踏み切ったことは御答弁ができないのかもわかりませんが、このことは市民の皆さん、特に子供を持つ親は皆感じていることです。問題が起きたときに、学校に相談して、それが解決するとも限らない。地域の方に相談をして、その地域の方、多くの方が協力をしていただいて、そして少しずつ改善をしている、それが現状ではないでしょう

か。そこのあたりを考えていただき、制度が変わるんだったら、この機会にメスを入れるべきだと思います。

次の質問をさせていただきますが、この新しく変わる中で総合教育会議というものが開催をされます。基本的に今までも会議は開いていたわけでしょうが、この中に、「（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）」というふうに書いてありますが、例を挙げてみると、どういふ方が考えられるのか、教育長でも市長でも結構ですが、御答弁いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

伊東議員おっしゃっているのは資料の8ページの右側でしょうか。総合教育会議の下のほうに書いてある内容かと思いますがけれども、「教育行政の大綱の制定」とか「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、それから、「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」というふうの内容が示されておりますので、そういったものに、その時々の内容に応じて関係する方に意見を求めるというふうになるかと思いますが、例えば、「児童・生徒等の生命・身体の保護等」ということがございますけれども、そういう場合には、例えば、スクールカウンセラーの方に来ていただいて意見を聞くとか、あるいはちょっと具体的に今思いつかないわけなんですけれども、児童相談所等も考えられるかなというふうに思っております。その場その場のケース・バイ・ケースでその人選には当たっていくことになるというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ここに、そういうふうに「（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）」と書いてありますので、そういうふうに入っていただくことで会議が活発になり、いい方向に向かえばと思うんですよね。

今、教育長がおっしゃったような、そういう方だけじゃなくて、あつてはならないことですが、もしどこかの学校等で問題があったとき、その学校長、もしくはそのPTA会長、もしくは事故、事件等があったときの当事者、そういうふうな方がこの会議に出席をしたいという場合は出席を許可できるかどうか、それをお聞きいたしたいですけど、市長か教育長か、どちらかお答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

教育長のほうがいいのかもかもしれませんが、私の今のあの文章から想定する限りであれば2

つあると思うんですね。1つは「必要に応じ」ですから、何のために会議をやられるかということによって大きく変わってくると思うんです。極端に言いますと、警察の関係者かもしれないですね、事件によっては。場合によっては、もっと弁護士とか、教育の専門家、さっき言いましたカウンセラー、当事者かもしれない。それはまさに「必要に応じ」ですから、余りあらかじめこういう人じゃないといけないとか、こういう資格の人がどうだということでは考えないほうが僕はいいのかと思います。

ただ、前提として、この会議が基本的に公開ということ仮に予定してあるとすれば、公開というか、事後に議事録がどうだったとか書いてあるということ念頭に置いたときに、どうかなということ念頭に置いた上で関係者の選定をしないといけないということになるかと思いますが。それはまさに「必要に応じ」ですから、そのときそのときに適切な人、この人はむしろ呼ばないと逆に決めつけることさえなければ、そこはかなり柔軟な対応でいいんじゃないかと思っております。むしろ御提示があったような方はプライバシーの問題が出てくる可能性がありますので、そういうことを念頭に置きながら選択をしていくと、そういうことではないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

市長ありがとうございました。市長が先ほどおっしゃったように、そのあたりは慎重に考えていただいて、会議に出席をしていただくという形になると思います。

ただ、一番最初に私が言ったように、今まで教育委員会についての議論というのがそんなにこの議会の中でしてこなかったんじゃないかなと。そこまでは余り、問題がもし何かしら起きた場合とか、そういうふうなときにどうしていくんだという議論はしたものの、制度自体にどうこうというお話を今まではしてきませんでした。

しかし、今回、こういうふうになるということで、冒頭市長がおっしゃった、首長と、それと市長ですね、市長と教育委員会の距離が短くなっただけではなく、いろんな今問題が多い中、教育というものがどういう方向で鹿島市の教育を向かわせていけばいいのかということ慎重に議論していただきたいし、そして、こういうふうには制度が変わることをいっほうに活用していただければなと思っております。今後も何かの機会があるたびに教育委員会について、それから、教育については議論をまた行っていきたいと思っております。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

先ほどからいろいろと議員から質問がありますので、なかなか市民の皆さんに対して

も、これで十分にわかれたかというにはちょっと疑問が生じてくるんじゃないかと思えますので、私なりに、先ほど市長のほうから、委員会の中で僕も少し問題提起をしましたけれども、ここで新たにまた質問をさせていただきたいと思えます。

今回の教育委員会の制度が変わるということで、今、教育次長のほうから説明はしていただきました。ポイントの4点、ここにいろいろ資料をいただいていますけど、もう一回このあたりはちょっと復習しながら質問をしていきたいと思えます。

まず第1ポイントとして、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置ということですね。2番目が、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、3点目が、今議論されている全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置、そして4点目として、教育に関する「大綱」を首長が策定と、こういうことで変わるということで、今、次長のほうから内容等が詳しく述べられたんじゃないかと思えます。

今回、これまではどうやったかということで課題等が今説明をされていますけど、テレビ等でもいろいろと以前からこの問題に対しては放映はされていました。その中で、いじめ等の問題に対しても必ずしも迅速に対応できないとか、それから、あと民意が十分に反映されていない、そしてもう1つは、形骸化しているんじゃないかという、こういうものが一つの課題として、じゃ、教育委員会としてどう変えていくのかと、改革していくかということで、今いろいろと答弁あたりがあっているんじゃないかと思えます。

まず最初に、今回、条例の制定について、最初説明があったとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ということでなっています。ということは、まず結論から申しますと、私としては、この今の問題に対しては、制度と身分は別物だということが私が思っているところでございます。4月1日からこのように変えて、この中で明確にこれを制度と身分は別にしてやっていかないと、市民の皆さんとしてもどうしても理解がついてこないんじゃないかという思いがします。

以前から言われていた、教育には首長としてはお金は出すと、予算は出すけれども、口は出さないというものが今までのずっと教育に対する行政じゃなかったかということと思えます。

その中で、今回は予算も出すけれども、口も出しますよということが一つの新たなものじゃないかと私は思っています。

その中で、一つは権限、私は今、市長が言われたとおり、距離的には近くなったということと言われるけれども、権限の強化で、別に独裁的なものじゃなくしても、権限がある程度強化されたものの体制がここに書かれているんじゃないかということで私は理解しております。

その中で、教育長のほうからも中西議員に対して任務を全うしたいということで言われ

ました。ということは、私としては、4月1日以降にこれが可決したとしても、例えば、今の執行部の説明のとおりなって可決したとしても、4月1日以降にこの問題に対して同じ姿勢で臨まれたら大変です。組織が変わったから、こうだから、このようにやっていきますじゃなく、1つは、自分の教育長としての立場がもっともっと明確になって一心の問題じゃなかと思います。4月1日からはこのように28年度まではなったとしても、4月1日からこう変わったというものを見せていただかないと、私はこの問題に対しては少し問題が生じます。

その中で、今いろいろとあっています。4月1日からこのように、例えばいじめの問題が起きたとしても、総合教育会議においていろいろやっていきますよとか、いろいろ言われました。それから、自分の決意も述べられました。でも、要はやる気があるかないかということにかかってくるんじゃないかと思います。その点に関して、改めて教育長に対してその思いをまず聞きたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

やる気があるかないかということにつきましては、やる気はしっかり持つておるつもりでございます。

それから、総合教育会議がスタートいたしますので、先ほど市長も申し上げましたが、市長と一緒に、教育委員さんと一緒に話し合う機会がこれから密になるというわけでございますから、教育委員さんたちも市長に対していろんなお話をしていかれると思いますし、そういった内容につきまして、私もしっかりと聞きながら、自分の任期をまずは全うしていきたいというふうに思っております。なお一層、学校教育、あるいは生涯教育等に力を入れていく所存でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

教育長、今思いはわかりました。

ただ、ここに出されておるのは制度ということで出されていますので、制度と身分の関係ということで、そのことに関しては冒頭私申し上げましたとおり、これは4月1日から新たな気持ちとか、新たな制度で出発するのが一番わかりやすいということで私は思っています。

その中で、いろいろ任期の問題とかなんとか、身分の問題とか言われましたけれども、そういう面で、そういう立場でここに立っています。

さっき市長のほうから、再度私も委員会で申し上げましたけれども、市長の気持ちとしては、要するに、今まで距離が近くなったというよりも、それよりも、要するに、これに対して自分が口を出していくという思いはこれから出てくると思うわけですよね。そういう意味での権限の強化に対して、今の市長の思いはどう思われていますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これはある意味での認識でしてね、言葉の使い方の問題だと思いますが、権限が強化されたかどうかということと距離が近くなった、これは認識の判断の話をしているわけです。制度的にはいろんな見方があると思います。権限でいうとすれば、例えば、議会に御相談なしに教育長を任命できるようになったとすれば、これはもう議会の権限を頂戴したということになりますから大変な強化になると思うんですよね。その辺の手続は何も変わっておりませんよね。ですから、私は権限の強化というよりも、むしろ今回の改正の理由の一つに上げられております民意を反映していないのではないかという表現が、多分お持ちの資料の中にどこかにそういう表現があるんじゃないかと思いますが、そのところを形骸化とかいうこととあわせて、議員の言葉をかりれば口を出すところですけど、それは、そういう機会がふえてくるということではないかと思います。

ただ、それはどうも私自身の認識でいいますと、権限が大きくなるということまでには至っていない。むしろ民意を反映するチャンスがない、これまでの教育委員会の成り立ちからしますと、政治的な中立性というものに軸足を置いている制度になっておりましたから、さっきの言葉で言いますと、金は出すけど口出さないということであるとすれば、そこは出すようになったということかもしれません。そこを権限と見るかどうか、これは余り生産的な議論ではありません。ただ、むしろ民意を反映しろと言われたから、きちっとした会議では言うべきことを言わないといけないと、そういうことではないかと思っております。私は、教育委員会が持つておられます最大の権限は先生方の人事じゃないかと思っておりますので、そこは全くこれまでと変わらないと思っておりますから、権限が大きくなったとなると、むしろあらぬ誤解を与える可能性があるんじゃないかという心配で、あえて距離が近くなった、民意を反映するチャンスがふえてきたと、そういうふうなことを申し上げている次第です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

今、市長の言葉をかりれば、民意を反映するチャンスが出てきたということで、私もここはポイントの3に書いてあるごとく、例えば、口を出さないほうがいいのかなど、ここを引っ張っているいろいろ言いましたけれども、これから1つ最後に言っておきます。

今、距離が近くなったって、私は、独裁的な権限が市長に与えられているとは一切言っていない。そういうことは物申していません。

ただ、距離が近くなったというよりも、もう少し踏み込んで言葉を言っていただければ、権限の強化というよりも、権限が幾らかでも今までに対して口を出す、いろいろなものに対して権限が少しでも出てきたぐらい、そういう思いは私はあるんじゃないかと思うんですよ。そうしないと、市長が理解されている権限の強化と私が言っているものは若干温度差があるんじゃないかと思います。その点は理解をしてください。そういう思いで私はここに立たせていただいていますので、その点を理解されて、今後、何回も言います。制度と身分は別もん。

ただ、今回、そのようにして4月1日からスタートするに当たっては、そういう思いの中で教育行政をやっていかなければいけないということを私は申していますので、答弁は要りません。教育長のほうとしてもそういう思いの中で、また行動の中で示していただきたいと思えます。学校の訪問とかなんとか、それは当然想定のことです。そういう中で、これからどのようにしていじめ問題をなくしていくのか、どのようにしてこれを教育のグレードアップにしていくのかというのは教育長の責任でもありますので、その点は当然のこと、これを一層増していくのがこの改革の趣旨ではないかと私は思っていますので、そういうことでよろしくをお願いします。

教育長から何かあれば答弁下さい。なければ結構です。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

これまで以上に本当に意見をしっかり聞きながらやっていきたいと思えます。意見を聞く相手はたくさんいらっしゃいます。学校の職員ももちろんですけども、子供たちの意見も聞かなくちゃいけませんし、PTA、あるいは保護者等、地域の方々、また、議会の皆さんにも意見をしっかり聞いていながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

前回、教育委員会の議事録に関して一般質問で話させていただきました。今回、内容を詳しく記入するということでお答えいただきましたので、安心しているところでございます。

それで、一般質問をやった後に、調査した後に、たまたま教育委員の方とお会いしたときに、私たちも知らなかったというようなことをおっしゃったんですね。議事録の内容がそういうふうに詳しく書かれていなかったというのを知らなかったということだったので、議事

録というのはつくられて、委員さんの中で議事録の確認とかされているのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

今現在、鹿島市教育委員会で議事録と言えるかどうかわかりませんが、出しているものは、議案名と、それからその承認か、その経過ですね、結果ですね、結果を出しているということですので、その確認というのは委員さんたちにはしておりません。実際の答弁内容といいますか、質問内容等を記載するという事になれば、当然確認はしないとイケないと思いますけれども、今現在はそのように議案名とその結果のみの掲載といたしておりますので、いたしていないということです。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

はい、わかりました。

その委員さんにやっぱりそういうことを言ってもらってよかったみたいなことですね、逆にちゃんと話しているんだよということをおっしゃっていたんですね。逆にそういう質問をしてもらってよかったということをおっしゃったので、今の答弁を聞きましても、今度から詳しく書かれて、きちっと議事録の確認をされるということで承りましたので、よろしいかと思います。

それで、次に参ります。

委員の定員というのは何かで決まっているものですかね。どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

委員の定員につきましては法の中に規定がございます。先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にございまして、市の場合におきますと5名というふうになっています。

ただし、条例で特別に定めた場合については、そうではないということになりますので、例えば、武雄市は10名というふうになっていますけれども、それは条例で定めてあることにございます。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

答弁の中にございましたですね、お隣の武雄市が委員のほうを増員されているということは報道でもあっておりましたので、この質問をさせていただいたんですけれども、いかがでしょう、鹿島市もそういうお考えはありませんでしょうか、定員をふやすというような。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

これまでも5人の委員でもって教育委員会を開催しておりまして、特別不都合はなかったというふうに思っております。ですから、このまま5人で結構かというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

不都合がなかった、そうですね。でも、広い意見をいただきたいということであれば、その辺も考えられてはいいのかなということです。予算や報酬等にもかかわってくることで、定員を簡単にふやせないともあるかと思えますけれども、中には私は無償でもいいよというような方もいらっしゃるのではないかなど。教育に関して思いのたけもおっしゃる方、多くいらっしゃると思うので、そういったところを検討されてはいかがでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

いろいろと御意見を頂戴するのはやぶさかでございます。遠慮なさらずに教育委員会のほうにおいでいただいて、意見を頂戴いただければというふうに思っております。教育委員の数につきましては、5人でいいかというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

じゃ、次行きます。

総合教育会議、今度、会議は原則公開ということだそうですけれども、これは傍聴が可能というふうに捉えてよろしいのでしょうか。議事録をもって公開にすることなどか。どちらでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、傍聴も可能と、そういう意味での公開でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

はい、ありがとうございます。

次に、教育に関する大綱をつくるということで市長が策定することになっておりますけれども、現在、鹿島市教育委員会のほうでは年に一度、「鹿島市の教育」ですかね、冊子をつくられておりますけれども、ああいった感じになるのか、別にまたつくられるのかどうか、いつまでにつくられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

資料の8ページに示してあるとおり、大綱、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるというふうになっております。言うなれば、これは市町村の教育振興計画のことなんですけれども、鹿島市のほうにはございません。ですので、「鹿島市の教育」というのは、あくまで教育委員会がこういったことをするよというふうな事業の概要とか、あるいは今までのデータとかを示しておりますので、全然こちらとは違いまして、そういった振興計画ございませんので、教育に関する計画というものは、総合計画ですね、今、六次を策定しておりますけれども、総合計画にリンクすべきだろうというふうに思いますので、そちらのほうとリンクしながら、大綱ということでございますので、あくまでも根本的な方針ということでございますので、そういった形で、総合計画とリンクさせながら新たに策定をしたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

いつごろまでにめどということをおっしゃっていないので、そこをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

施行が4月1日でございますので、速やかにすべきだろうというふうに考えますので、できれば、総合教育会議の開催も含めて、今、明言はできませんけれども、早い時期に、何月何日ということは申せませんので、できるだけ早く速やかにいたしたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

私のほうからは社会教育についてお尋ねをいたします。

教育委員会の制度が変わる変わるといいながら、ずっと委員会からきょうまで聞いてきて、学校教育のことばかりじゃなかかいかい。総合教育会議を見ても、今の教育委員さんに首長が加わっただけの会議じゃなかかいかい。

その前にですけれども、教育長が先ほど申されました、これまでも鹿島には大した問題がなかったというような認識のまま、これは国の法律が変わるけん、こういうふうに変えてきているのか、教育委員会としての組織に問題があったから、こういった変更を鹿島はしているのか、どちらの考えなんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

鹿島において資料にありますような状態があったから変えるということではなく、国全体において、これまでの教育委員会の課題を踏まえた上で変更になるというふうに私は捉えております。例えば、教育委員会の審議が形骸化しているとか、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないとかいう状態が書いておりますけれども、私たちは教育委員会の中において教育委員さん等と色々な意見を交わしておりますし、いじめに関しても、何かあったときにはすぐに私ども教育委員会の事務局が対応をしております。また、その報告もきちんと教育委員さんたちにはしておりますし、重篤な内容があったときには、すぐさま教育委員会を開いて対応している次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

教育長の考えはわかりましたけれども、果たして鹿島市の市民はそういうふうに思っているのでしょうか。さっき教育次長の話でもありましたように、鹿島市では議事録が十分と言えるものではありません。どういった意見をもって、どんな話がされてなったのかわかりませ

んけれども、了承されたというのは、ほとんど議事名と、了承されたというのが載っているだけだというふうに思いますけれども、教育長はこれが今後も続いていっていいというふうに認識されていると思っていいですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

議事録につきましては、できるだけ詳しい内容を今後公表していきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

それも国がこういうふうにせろと言うたけんがやっていくんだと、国からこういった改革の問題がなければやらないんだというふうな考えがあるんじゃないかというふうに思います。だから、鹿島市教育委員会としては、制度的に一部さわるころはあっても、これまでと何ら変わることなくやっていくんだと、法で決められた分を最低限やっていけばいいんだというふうな考えじゃないんでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

国が決めたからということも一つはございますけれども、私たち教育委員会といたしましても、先ほど申し上げました議事録については、余りにも簡略過ぎたなという反省をいたしております。やはり伝えるべきところは伝えていかなければいけないという考えのもとに、今後改めていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

教育委員会の中の教育長と教育委員長の関係についても大きく変わらなければいけないという流れが今来ているわけですね。日本のほかのところもそうだからなるんじゃないかと、鹿島市も少なからずこういう問題があるわけですね。そういった認識がないままに制度を変えようとしているけんが、なかなか身分の問題と制度の問題が一体化していないんじゃないかというような指摘を受けているんだと思います。

改めてお伺いしますけれども、制度が変われば、当然、鹿島市教育委員会としての取り組みも大きく変わっていかざるを得ないと思うわけですが、その認識はおありでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

まず、教育委員長と教育長の立場というものはこれまでも明確になっております。ただ、一部でどちらが対応していいかということが迷うときが確かにございました。ですから、国の方針が変わりましたので、一本化されますので、はっきりするという事はもう明らかでございます。

また、これまでの対応につきましては、本当に教育委員さんたちとしっかりと議論を重ねて話し合いながらやってきておりまして、そういった意味では、特別問題なくやってこれたかなというふうには思っております。

ただ、今後、責任が明確になりますので、そこはしっかりと意識をしながら、覚悟を決めて取り組んでいかなければいけないというふうには思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

私はもう少し体制ができるのかなというふうに思いました。この大綱づくりにしましても、総合教育会議にしましても、いついつからこういった形で始めていくんだというような体制がもっととれているんだろうというふうに思っていました。この問題については、昨年6月ぐらいからずっと私のほうは言ってきました。変わるんだと。鹿島も積極的に変わるべきじゃないかというふうなことを言ってきましたけれども、ふたをあけてみると、国がする分だけ何とか今やって、身分についてはそのまま残しておこうやないかというような、何というですかね、その場の嵐というですか、その場を通り過ぎればいいのかというふうに見えてしようがありません。

そこでですけれども、ずっと私言っております、社会教育については、この教育委員会の制度が変わることで何か変わる可能性があるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

社会教育につきましては、生涯教育にも力を入れたいということをお願いしまして、これまでに加えてやはり力を入れていくべきところかとは思いますが。小さい子供から大人になっていくまで、あるいはどのことにつきましても広く取り組んでいかなくちゃいけないと思っておりますし、前、お話ししたかわかりませんが、幼保小についても広げていかなくてはいけない、力を入れていかなくてはいけない。また、生涯学習について、社会教育についてもやはりもっともっと地域の方の意見をしっかりと聞きながら力を入れていかなければい

けないというふうには思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

先ほど教育委員をどのようにして選定するかという話の中で、地域や年齢や性別のバランスを考えてというようなこともありました。現在、社会教育について、その方面に詳しい方が委員におられますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

社会教育に詳しいということで、どこまで詳しいのかというところもあるかと思えますけれども、（発言する者あり）例えば、木原委員さんとか、そういった方につきましては、そういったことをされておりますので、そういった観点から選出をしているものというふうに思っております。直接社会教育の団体のほうに加盟をせずとされてこられたという方はいらっしゃいませんけれども、全般的に社会教育についても関心、どの委員さんたちも関心を持たれてずっと来られているかと思えますので、そこで、例えば委員さんを学校教育の関係の人とか、社会教育の関係の人とかという色分けはしておりませんので、そこは全般的に識見を有されている者ということで理解をしております。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

社会教育、どこまで詳しいのかって、それくらいの認識なのかなというふうに思いました。

それじゃ、学校教育にそんな詳しくなくてもいいのかねって。学校の先生は教育委員としてもう要らんとじゃなとか言われたら、やっぱりそれは違うやろうというふうに反論されると思います。そのように、社会教育というのも、もう少しウエートを置いてほしいなというふうに思っているところです。せめて総合教育会議の中に、社会教育に精通をした方の参加というのは考えられないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

総合教育会議のメンバーというのは首長と教育委員会というふうに明記をされておりますので、その総合教育会議のメンバーとしては首長と教育委員さん、教育長でございます。も

ちろん先ほどから求めに応じた場合は出席を求めることもできますので、社会教育についてもっと深く聞きたいという場合につきましては、そういったふさわしい方をお呼びするということもできるというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

総合教育会議のメンバーは法的に決まっているというようなことでしょうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、法にうたわれております。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

はい、わかりました。法にそれ以外の方がなることができないということになっていけばしょうがないんだというふうに思います。

ただ、努力だったり、参考だったり、ほかの人が入る余地があるんだったら考えていただきたいというふうに思います。

このように、いろんな問題がまだはらんでいる中で、4月1日、制度はスタートするわけですので、ひとつ本気になってこの問題に取り組んでいただきたいという要望を申し上げて、終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

簡単な質問をいたします。

先ほどもあっておりました、4月1日から制度が変わる。制度は変わるばってん、質問を聞きよりまして、多分鹿島は4月1日からは変わらんとばいねということで思っておりますので、いつから変わるのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

現在の教育長が今の任期を超えて、また再度というか、そのときに信任を受けてなられるとか、あるいは今の教育長にかわって新しい教育長が誕生する機会、そのときに制度としては変わるということでもあります。（「答弁がおかしいぞ」「制度が変わっちゃうんだよ。総合教育会議はやるんだろう」と呼ぶ者あり）そうです、はい。

済みません、また誤解があったら済みません。

まず、総合教育会議とか、あるいは大綱を策定するというのは、もう新年度、4月から動く、これは間違いないことでございます。先ほど言われた新教育長と資料の中ではありますけれども、それによって教育委員長の職がなくなって、かねて新教育長となるということが先ほど申しましたとおり、現教育長の任期を過ぎて、また再度教育長を選ぶ場合、あるいはその任期中でも、新しい教育長にかわってから変わるということでございます。（「変わらないとかじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっとおわかりにならなかったかもしれないので、簡単に言います。

要は、制度は変わるんですよ。ただ、変わらないのは教育長だけだと、極端に言えばそういうふうに理解をしていただいたほうがいいんじゃないかと思います。したがって、やらないといけないことは、ちゃんと4月からやりますと。

ただ、この制度の前提がですね、現在の教育長を全部全国全て退職してもらって、新たにかえてしまわないといけないというような改革ではないという前提から、制度は、今おられる方は、その方の任期の間は、その方の立場だけは残すよと、そういうふうに考えてもらったほうが一番わかりやすいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

わかりました。ケーブルテレビをごらんの方もわかられたと思いますけれども。

それでもう1つ、今出てくるかなというふうな思いでおったですけれども、出てこなかったもんですから。

本当に今、現在進行形であります。毎日、新聞にも一面に関連で載っておりますけれども、そういう中で、鹿島市内でもそれに近い事件というか、ことがあっているんですよというふうなことを父兄の方からお伺いしました。そういう背景でお尋ねしますけれども、事件があつて、教育委員会等での会合がどういうふうな形でなされたか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

議員がおっしゃいましたように、本当に痛ましい事件があったわけですが、2月の終わりに教育委員会を開いて、その折には皆さんにもそういった事件があったことを、もちろん御存じでしたし、鹿島市内でどういう対応をしているかということについてもお話をいたしました。いじめ等がないことはないです。あっております。小さいいじめはあっております。それは学校のほうからすぐに報告をしていただいておりますし、そして、その対応の結果も報告をしていただいております。やはりいじめであったものもございませけれども、いじめとは言えないものもあったりはしております。川崎の事件のような重篤な状況は、今現在調査中でもございませけれども、これまでの報告では学校のほうからはあっておりません。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。迅速な対応ができているものだなということを感じました。

実際、教育委員さんたちのみじゃなくて、各学校、PTA関連の方もやはり巻き込んで、そういう実態の把握を必ず私の一般質問の前までにしておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

いろいろ皆さん質問されましたので、私も1点だけ、済みません、質問させていただきます。

本当に制度と中身という問題でありますけれども、これはしっかり4月からやっていただきたいと思っております。

その中で、今までの教育委員会のことで少し聞きたいと思っておりますけれども、5名で会議をされているということでもありますけれども、メンバーを少し教えていただきたいと思っておりますけれども、5人以外に教育次長が入ったりとか、ほか誰か職員さんが入ったりしているものなのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

委員のほかに、説明役として教育委員会内の課ですね、生涯学習課と教育総務課とございますけれども、そこにいる課長補佐以上、同和の方も社会同和の部門がございませるので、

その中で課長補佐級以上の職員が入ることになっております。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

課長補佐級以上ということで、生涯学習課と教育総務課、同和ですか、わかりました。

同和ですね、同和と言えば打上総務課長ということになると思いますけれども、今後もそういう形でされていくということによろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

今までどおり、その体制でいきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

今までのこの教育委員会については、皆さん今まで質問があったと思いますけれども、いろんな不信感なり、見えないところがあるということで質問をされたわけでありましてけれども、この教育委員会以外に打上課長が会議に入っておられたということでありましてけれども、もしよければ、第三者の方から見てどういった会議であったのか、今までの会議の内容等をお答えできる分があればお答えしていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

打上人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（打上俊雄君）

私も昨年の4月から梅崎課長補佐と2名で参加をしています。

まず、印象に残っているのは、よくここの議会の中でいろいろな一般質問なり、また議案審議なりやって、そういった教育問題については、教育委員会の場でよく議論をやってもらっています。そういったことで、やはり私たちが気づかない部分というのを十分に教育委員さんたちからいろいろアドバイスをいただきます。そして、私ども人権・同和対策のみならず、総務課の仕事の報告という形で、そこの教育委員会の中で報告を行っております。そういった状況であります。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

はい、ありがとうございます。

4月からこういう制度に変わるということは本当に素晴らしいことだと思っておりますので、ここはしっかりと立て直しをしてやっていっていただきたいと思っております。

きょうの資料の8ページの中に、米印、今ちっちゃく書いてありますけれども、「教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待」ということで書いてあります。これは本当に所信表明などはしっかりしてもらいたいと思いますけれども、次、新年度変わりますして、6月議会がすぐあると思いますけれども、そのときにでも所信表明を教育長は行っていただけるものなのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほど稲富議員が申されました、「教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待」というところがございますけれども、手続という言葉の意味にはこういったことが含まれているかと思えます。選任同意をいただくときに、その候補である者が教育に関することについての所信表明をして、それをもとに議会のほうで考えていただくというふうに捉えておるところでございます。

ただ、教育長に任命された後もいろんな御質問等も受けますけれども、やっぱり教育長としての考えはその都度申し上げていくべきだというふうに捉えております。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

今後は、4月からは新制度ということになり、議事録もしっかり作成してもらい、そしてまた、傍聴も可能ということでもありますので、ここはしっかり教育委員会のことを見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております問題につきましては、私は、国で決まり、そして、これがそのままやられていくということで、本来はその制度のよしあしは別としましても、ちゃんと

やっただけのものだということで賛成をする気持ちでおりました。

ところが、私は、今までの何人もの議員の質問、その他教育委員会の発言を聞いて、これでは任せておけないという気がしました。

もともと戦後の教育委員会制度というのは、先ほどから言われておりますように、公選をされた教育長が、保護者、それから、地域の人たちの意見を聞きながらどのように教育をやっていくかというようなこと、そういうことでいろいろと論議がされながら教育行政が進んできたと思います。

ところが、これは昭和31年ですか、公選法が廃止をされた。この公選法が廃止をされる時にも多くの反対の意見が出され、非常に大変な状況にあったということも聞いておりますが、これは強行されて公選法が廃止をされた。その後、やっぱりいろんな問題の中で、国からのいろんな政治の動きによって教育の中にもそれが入り込んできて、そして、今のようないろんな問題も起きるような状況が生まれてきていると思うんですが、そういう中で、私は、この問題については昨年からいろんな問題が出てきているのははっきりしているんですよ。それに対して教育長の答弁、全く信頼できない答弁のやり方です。自信がない。本来なら、ここで私は、これまである程度の方針が出されてから期間がありますから、それに対してもっと確固とした決意だとか、取り組む方針だとか、そういうのがあってしかりだと思うんですが、しかし、きょうの教育長の答弁ではそういうところが全く見られない。答弁をするにも、いろんなものにかかれたのを読み上げながらこういうことだという、本当に自信がない。本当に今までこれが変わることによって、私たちがこれからの教育委員会をどうしようかという気持ちを教育長が持っておったのかと疑いたくなるようなきょうの審議、答弁でした。私はこのきょうのあり方を見て、これでは、これからの教育の問題、社会教育も含めて、鹿島市の教育がどうなっていくか、本当に不安になりました。これからやっぱりもっとしっかりとした形でこれに対応するという、そういう立場に立っていただくということ、これは、今回は市長の責任も出てくるわけですから、市長、教育長、あわせてこのことをお願いして、私はこの案件には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

私は賛成の討論をいたします。

今回の制度変更は、あくまでも法律にのっとった地方自治体における地方教育行政の変更であります。制度の変更であります。

私は本来、教育というものは政治的な中立性があるために、政治とのかかわりの中では学校教育の関係は、その一部の権力に左右されるようなものであってはならないと思います。

それが今の教育委員会の歴史の中にもそれは反映されているところであります。

ただ、松尾議員も指摘したように、その制度を運営していくその人たち、それがきょうの答弁を聞いていてもなかなか納得いかない。市民の皆さんは心配をする、あるいは教育委員会をもっとオープンにする、そういう教育長の姿勢が感じられないということでもあります。

ただ、運営をしていく人たちが、市長も含めてですけれども、今後運営をしていく人たちがオープンにしないで、今回の答弁であるように、なったからといって制度そのものを反対するというわけには私はいかない。運営をする人たちに改めてお願いしておきたいと思います。

したがって、私はそういう御希望を申し上げて、今回の条例については賛成といたします。以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決をします。

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて終了します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第2 議案第9号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第9号 鹿島市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

それでは、議案第9号 鹿島市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例について御

説明いたします。

議案書は11ページから、議案説明資料は9ページからとなります。

提案理由は、子ども・子育て支援新制度が本格施行することに伴いまして、鹿島市保育所保育の実施に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の9ページをお開きください。

まず、1の廃止理由ですが、鹿島市の保育につきましては、これまで児童福祉法に基づき、今回の条例、鹿島市保育所保育の実施に関する条例で定める事由により保育に欠ける児童について実施、つまり、保育所入所の決定を行ってききましたが、ことし4月1日から子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴いまして、家庭において児童が保育に欠ける事由を条例で定める必要がなくなったため、この条例を廃止するものでございます。

なお、これにかわりまして、保育に欠ける事由の基準は新たに保育の必要性の基準としまして、子ども・子育て支援法で規定されることとなります。

2の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日と同日の平成27年4月1日でございます。

参考の①をごらんください。

これは児童福祉法第24条の新旧対照表でございます。右側が改正前でアンダーラインのところに「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、」とあり、これが今回廃止予定の条例でありまして、左側の改正後のアンダーラインで「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、」とあり、条例を定める旨の根拠となる規定がなくなりました。

そして、次の②は子ども・子育て支援法の抜粋になりますが、この法律の第19条第1項第2号で「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」と、ここで内閣府令で定めることとなりました。

10ページをお開きください。

③の左側が内閣府令で定められた子ども・子育て支援法施行規則になります。右側が今回廃止予定の鹿島市保育所保育の実施に関する条例でございます。条例を廃止し、保育の必要性の基準は新たに子ども・子育て支援法施行規則でより具体的に定められているということになります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、議案第10号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は13ページ、別冊の議案説明資料は12ページからでございます。

議案第10号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について。

提案理由として、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条文を整備したいので、この案を提出するものであります。

それでは、別冊、議案説明資料の12ページをお開きください。

12ページは新旧対照表でございます。アンダーラインの部分が条例改正部分でございますので、御確認をお願いいたします。

13ページをごらんください。13ページより御説明いたします。

1の改正理由として、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、一部を除き平成27年4月1日から施行されることに伴い、鹿島市情報公開条例の不開示情報を規定する条文の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、独立行政法人制度改革に伴って行われた今回の独立行政法人通則法に改正により、特定独立行政法人が行政執行法人へと移行する予定であります。

鹿島市情報公開条例第7条において、不開示情報となる個人の氏名のうち、公務員等の氏名等は除外をしておりますが、国家公務員の身分が付与されている特定行政法人、改正後は行政執行法人でございますが——の役員及び職員については、その公務員等から除いて定義

をされております。要するに、行政執行法人の役員とか職員の名称は不開示情報となるということでもあります。

同条中で特別行政法人通則法を運用して規定している独立行政法人を執行行政法人に改める条文の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日を予定しております。

13ページの末尾のほうに参考資料として、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の新旧対照表を掲げております。

14ページをごらんください。

14ページの末尾、欄外でございますが、現在ある特定独立行政法人は8法人、そのうち7法人が行政執行法人に移行の予定でございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、議案第11号につきまして御説明をいたします。

議案は15ページからでございます。別冊議案説明資料は同じく15ページでございます。

議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について。

提案理由として、佐賀県職員の給与改定に準じ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、別冊の議案説明資料の15ページをお開きください。

15ページから18ページは新旧対照表でございます。これは後ほど概要を御説明いたします。19ページをお開きください。

19ページに平成26年度佐賀県人事委員会の給与勧告の内容を抜粋して載せております。四角で囲んでおりますところがポイントですので、説明をいたします。

平成26年度の給与勧告のポイントとして、給料表等のあり方を含めた給与制度の総合的見直しの勧告が行われております。世代間の給与配分の観点等から給料表を見直し、平成27年度から実施をします。そして、給料表の見直しにより減額となるものには、減額前との差額を2年間支給の経過措置をとるとというのが佐賀県の人事委員会の勧告の概要でございます。

この内容を受けまして――20ページをお開きください。

この内容を参考にいたしまして、鹿島市の給与改定についての内容と考え方を御説明いたします。

まず、給料表等の見直しでございます。

まず、①給料表でございますが、本年改定される県の給料表の水準と同水準となるようにする。若年層の1級の全号給、2級の1から35号給、3級の1から17号給は引き上げ、その他、中高年層の給料水準は引き下げる。また、40歳代や50歳代前半層は昇給機会の確保の観点から4級については94から101号給、5級については86から93号給におのおの8号給を増設いたします。

その他、6級相当以上である55歳を超える職員の給料表の1.5%減額支給措置を平成29年3月31日までに廃止をする、2年後に廃止をするということであります。

施行期日でございますが、平成27年4月1日を予定しております。

激変緩和の経過措置として、施行期日から2年間、現給保障を行うものでございます。

最後に、参考資料として、給与改定による人件費の影響額を求めております。これは現給保障がない場合の年間の影響額ということになります。

まず、職員数は一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせて238人を見込んでおります。

Aの欄の給料でございますが、総額で1,233千円の減額、Bの欄職員手当の合計として546千円の減額、Cの欄共済費として393千円の減額、Dの欄はA、B、Cの合計でございます。2,172千円の年間での減額というふうになります。

職員1人当たりの減額ですが、共済費を除いたところでは7千円、共済費を含めたところでも9千円ということで、全体では0.12%の影響ということになります。この改定によって、人件費の総額では大きな影響はないということになります。

それでは、新旧対照表に基づき、内容を若干御説明いたします。

新旧対照表の16ページをごらんください。

まず、先ほど若年層の給料を上げて中高年層の給料を下げるということで御説明をいたしました。16ページの1級、これは右の欄の25のところの横の数字で174,200円という数字があると思います。これが改定前です。そして、左の欄の25の横の数字177,400円、これは1級の25号給、大学卒の初任給というふうにあります。174,200円が177,400円ということで3,200円の増額ということになります。

そして、17ページの77の欄をごらんください——の6級になりますので、右の欄の右から2列目の末尾の数字が422,600円というふうになっています。これは6級ですので、課長級の給料が422,600円。改定後は、左の6級の欄になりますが、413,400円ということで9,200円の減額ということです。若年層の給料を増額し、中高年層の給料を減額するという、そういった改定でございます。

もう1つは、17ページの右の欄にアンダーラインの部分があります。ここには数字が入っておりませんが、左の欄に数字が入っております。というふうに、5号の86から次のページの93まで、8号給を増設いたします。

また、18ページをごらんください。

18ページの右の欄のアンダーライン、数字は空白でございますが、左の欄に数字が入っているというふうに思います。4級の94から101号給の8号給を増設ということでございます。

以上のような改正内容で本年4月1日より施行したいというふうに考えております。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、議案第12号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、引き続き議案第12号の説明を行います。

議案書は22ページ、別冊議案説明書は21ページからでございます。

議案第12号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、国家公務員及び佐賀県職員の退職手当の改定に準じ、職員の退職手当を改定したいので、この案を提案するものであります。

それでは、別冊議案説明資料により御説明をいたします。

21ページをお開きください。

21ページから26ページまでは新旧対照表でございますので、これは後ほど御確認をお願いいたします。

27ページをお開きください。

27ページで御説明をいたします。

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。

1の改正理由でございますが、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が平成26年11月19日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、佐賀県職員についてもこれに準じて措置されることから、鹿島市においても一般職の職員の支給する退職手当を改定することなどについての所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、国においては平成27年4月1日から国家公務員に係る給与制度の総合的な見直しの影響を踏まえて、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に反映させる措置を講ずる理由で国家公務員退職手当法の一部が改正されました。

また、佐賀県職員についてもこれに準じて措置されることから、本市の一般職員についても国家公務員に準じた退職手当に改定するものでございます。

改正の内容でございますが、3つあります。

まず、(1)調整額の改定であります。

調整額は退職した職員の退職前の職責、これは部長とか課長とか、そういった職責でございますが、60月分に応じて加算することとされているものが調整額というものであり、次のように改定を行いたいと思います。

まず、1号区分、7級、部長級でございますが、41,700円から54,150円、12,450円の増額でございます。

第2号区分、6級、課長の職であります。33,350円から43,350円、10千円の増額でございます。

第3号区分、5級、これは課長補佐の職であります。25千円から32,500円、7,500円の増額であります。

第4号区分、4級、係長の職であります。20,850円から27,100円、6,250円の増額であります。

第5号区分、3級、主任の職でございますが、16,700円から21,700円、5千円の改定でございます。

(2)として、第5号区分、主任の職でございますが、勤続期間5年以上24年以下の退職者には支給しないこととなっておりますが、他の区分と同様、この調整額の支給対象とするものでございます。

(3)そのほか用語の整理を行うものでございます。

施行期日は27年4月1日を予定しております。

影響額でございますが、部長級で御説明をいたしますと、60月を調整手当として加算をいたしますので、12,450円の増額でございますので、60月の12,450円ということで747千円が退職手当に調整額として従来より増額をされる、そういうふうなことになります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第13号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についての

審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

補正予算書と議案説明資料に基づき説明を行いますので、お手元に準備をお願いいたします。

議案書は24ページとなっております。

では、議案第13号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。

1ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から270,804千円を減額し、補正後の予算の総額を14,343,353千円といたすものでございます。

2ページをお願いします。

2ページから10ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

11ページのほうをお願いいたします。

第2表は継続費の補正でございます。10款3項、中学校費の東部中学校改築事業は4,191千円の減額補正を行い、補正後の総額を1,088,268千円といたしております。25年度と26年度の年割額は右に掲げている額となります。

12ページをお願いします。

第3表は諸般の事情で予算の一部を平成27年度へ繰越執行する繰越明許費の一覧でございます。情報システム管理経常経費の社会保障・税番号システム広域負担金以下13事業で、総額186,044千円を平成27年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由につきましては、後立って御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

第4表は地方債の補正でございます。経営体育成基盤整備事業以下13事業につきましては事業費の確定等に伴い、総額719,200千円から686,100千円へ減額補正を行うものでございます。

16ページをお願いします。

16ページから19ページにつきましては、今回の補正の事項別明細書でございます。

20ページをお願いします。

20ページから97ページにつきましては、歳入歳出の今回の補正の内訳となっておりますが、内容の説明につきましては別冊の議案説明資料に基づき、後ほど説明いたします。

大きく飛びますが、98ページをお願いいたします。

98ページから100ページにつきましては、一般会計の給与費明細書でございますが、補正

の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等を示しているものでございます。

101ページをお願いいたします。

このページにつきましては継続事業に関する調書でございます。平成25年度から継続事業として実施いたしております東部中学校改築事業の本年度までの支出予定額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

102ページにつきましては、地方債の現在高調書でございます。一番右端の一番下の段8,875,524千円が今回補正後の市債の残高見込みとなっております。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、別冊の議案説明資料28ページのほうをお願いいたします。

28ページから30ページにつきましては、今回の補正の増減の比較表となっております。

31ページのほうをお願いいたします。

ここから今回補正の歳入の概要を御説明いたします。新規的なもの、主なものを中心に御説明いたします。

まず、表側ナンバー1の個人市民税は、譲渡所得の減等によりまして10,000千円減額いたしております。

ナンバー3の法人市民税は、一部法人の収益増に伴い、15,000千円増額いたしております。

ナンバー4の固定資産税は、新規設備投資の増によります償却資産の増に伴い14,000千円増額いたしております。

ナンバー6の市たばこ税は、売り渡し本数の減によりまして13,000千円減額いたしております。

ナンバー7の地方消費税交付金は、交付額の確定により27,711千円を増額いたしております。

ナンバー8の地方交付税は、普通交付税の交付額の決定によりまして4,703千円を増額いたしております。

ナンバー10の保育所運営費負担金は、保育単価及び入所児童数の増によりまして8,230千円増額いたしております。

32ページをお願いいたします。

ナンバー11の児童手当交付金は、給付見込み額の減によりまして15,700千円減額いたしております。

ナンバー12の社会資本整備総合交付金、道路事業は、当初分の交付内示の減もありまして、15,600千円減額いたしております。

ナンバー13の学校施設環境改善交付金、鹿島小学校分につきましては、事業費の確定により17,432千円を減額いたしております。

ナンバー14の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、一部事務組合分につきまして

は、国の補正予算に伴い12,700千円増額いたしております。

ナンバー15の国民健康保険基盤安定負担金は、基盤安定繰出金の確定により13,514千円増額いたしております。

ナンバー19の6次産業化ネットワーク活動交付金事業補助金は、国の補正予算に伴い8,184千円を新規計上いたしております。

ナンバー20の森林整備加速化・林業再生事業補助金は、国の補正予算に伴い30,455千円を新規に計上いたしております。

ナンバー22の環境保全寄附金につきましては、株式会社スーパーモリナガ様から指定寄附をおいただきましたので、199千円増額いたしております。

ナンバー23の学校教育振興寄附金は、薬師寺浩之様から指定寄附をいただきましたので、200千円新規に計上いたしております。

ナンバー24の財政調整基金繰入金は、歳入一般財源の増などに伴い185,000千円を減額いたしております。

ナンバー25の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定などにより7,500千円減額いたしております。

ナンバー26及びナンバー27はサマージャンボ、オータムジャンボ宝くじの収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボが10,593千円、オータムジャンボにつきましては5,912千円を増額いたしております。

ナンバー28の過年度後期高齢者医療費給付金、定率の負担金返還金につきましては、平成20年度から25年度分の精算に伴う返還金8,382千円を新規に計上いたしております。

ナンバー30の辺地道路整備事業債は、中川内～広平線分につきましては起債額の確定から16,700千円減額いたしております。

34ページのほうをお願いいたします。

ナンバー33の小学校耐震補強大規模改造事業債、鹿島小学校分につきましては、事業費の確定により20,700千円増額いたしております。

35ページのほうをお願いします。

歳出補正について主なものを御説明いたします。

ナンバー2の情報システム管理経常経費は、国の補正予算に伴い、社会保障・税番号システム改修に係る杵藤地区広域電算負担金9,200千円の増額を含め、7,500千円増額いたしております。

ナンバー3の国民健康保険財政支援対策繰出金は、基盤安定繰出金等の確定により21,534千円増額いたしております。

36ページをお願いいたします。

ナンバー9の保育所運営事業は、保育単価改定及び入所児童数の増により22,215千円増額

いたしております。

ナンバー10の保育所整備事業は、事業費の確定によりまして10,184千円減額いたしております。

ナンバー11の児童手当支給事業は、事業執行見込みにより21,110千円減額いたしております。

ナンバー14の日本脳炎予防接種事業及びナンバー15の子宮頸がん等ワクチン接種事業は、接種執行見込みにより、それぞれ10,993千円と8,331千円減額いたしております。

ナンバー19の6次産業化ネットワーク活動交付金事業は、国の補正予算に伴い、6次化の法定を受けた酪農家が行う施設整備に要する補助金を8,184千円、新規に計上いたしております。

ナンバー21の基幹水利施設ストックマネジメント事業は、事業費の確定に伴い、県工事負担金等を14,266千円減額いたしております。

ナンバー23の森林整備加速化・林業再生事業は、国の補正予算に伴い、木造公共施設の新築に対する補助金30,455千円を新規に計上いたしております。

ナンバー24の中木庭ダム工事用道路等買戻し事業は、工事用道路の用地を土地開発基金から買戻すものでございまして、1,293千円を新規に計上いたしております。

38ページのほうをお願いいたします。

ナンバー25の海苔養殖漁場改善対策事業は、ノリ養殖栄養塩低下に対する施肥に要した経費への一部補助金16,007千円を新規に計上いたしております。

ナンバー26の辺地道路整備事業は、起債額の確定から17,882千円減額いたしております。

ナンバー27の社会資本整備総合交付金事業は、当初交付金内示額の減などに伴い28,180千円減額いたしております。

ナンバー30の消防施設整備事業（防災基盤整備事業）につきましては、事業費の確定に伴い8,011千円減額いたしております。

ナンバー31の七浦小学校管理事業の学校配当分につきましては、先ほど申しました薬師寺浩之様からの指定寄附をいただきましたので、図書購入費200千円を増額いたしております。

ナンバー32の小学校耐震補強大規模改造事業の鹿島小学校分につきましては、事業費の確定に伴い16,621千円減額いたしております。

ナンバー35の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、事業費の確定に伴い9,100千円減額いたしております。

ナンバー36の借入金利子償還金は、新規借入金の額及び利子の確定に伴い22,000千円減額いたしております。

ナンバー37の予備費で8,894千円の減額調整を行っております。

40ページのほうをお願いいたします。

平成26年度の県営事業に伴う負担金一覧表でございますが、表の中の括弧書きで書いてある分が今回の補正額となっております。

41ページのほうをお願いします。

平成27年度へ繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧表となっております。

ナンバー1の情報システム管理経常経費、社会保障・税番号システム広域負担金は、国の補正予算に伴い、事業費100,902千円のうち、電算センターの負担金9,200千円を繰り越すものでございます。

ナンバー2の6次産業化ネットワーク活動交付金事業は、国の補正予算に伴い、施設整備費補助金8,184千円を繰り越すものでございます。

ナンバー3の活性化施設整備事業は、施設利用を優先とした工事施工により安全確保のため不測の日数を要したために、事業費12,000千円のうち7,364千円を繰り越すものでございます。

ナンバー4の県単農林地崩壊防止事業の農地分につきましては、仮設道路に関する協議に不測の日数を要しましたために、事業費2,000千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー5の地域農業水利施設ストックマネジメント事業の鹿島市土地改良区分につきましては、突発的な機械故障に伴う国の補正予算配分によりまして、事業費1,191千円のうち800千円を繰り越すものでございます。

ナンバー6の県単農林地崩壊防止事業の林地分につきましては、仮設道路に関する協議に不測の日数を要したために、事業費2,500千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー7の森林整備加速化・林業再生事業は、国の補正予算に伴い、事業費30,455千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー8の社会資本整備総合交付金事業は、鹿島大橋の補修箇所の増などにより、事業費139,750千円のうち85,842千円を繰り越すものでございます。

ナンバー9の市道舗装補修事業は、通行制限等で地元調整に不測の日数を要したために、事業費17,500千円のうち4,580千円を繰り越すものでございます。

ナンバー10の地域密着型市道改修事業は、地権者との境界確認に不測の日数を要したために、事業費14,500千円のうち3,891千円を繰り越すものでございます。

42ページをお願いします。

ナンバー11の都市計画マスタープラン改定業務は、上位法である都市再生特別措置法の改正を受けて、再検討や整合性を図るために不測の日数を要したために、事業費6,500千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー12の東部中体育館改築事業は、仮設校舎撤去後の整地が天候不順により日数を要したために、事業費23,893千円のうち21,168千円を繰り越すものでございます。

ナンバー13の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、仮設道路に関する協議に不測

の日数を要したため、事業費10,300千円のうち3,560千円を繰り越すものでございます。

全体では13事業、186,044千円を26年度から27年度へ繰り越すものでございます。

43ページをお願いいたします。

市債の現在高見込みとなります。

表の右から2番目の欄の一番下に8,875,524千円とございますのが、これが3月補正後の市債現在高見込みとなります。その右の欄の617,000千円は、前年度と比較しての増減額となっております。このうち、2行上の臨時財政対策債を除く、いわゆる建設事業債残高につきましては447,785千円で、前年度比較390,474千円の増というふうになっております。

44ページのほうをお願いいたします。

44ページは基金の状況をしておりますが、説明は省略いたします。

以上で議案第13号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わりますが、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

1点だけ質問します。

議案書、補正予算書の75ページ、水産業振興費の中で施肥の件です。これは昨年も私したんですけど、これは施肥で、海にまく肥料というんですか、そういうのって前もお伺いしたんですけど、これはもうずっと、僕は4年していますが、毎年、3カ年ぐらいだったかな、出されているんじゃないかと思えます。もちろん、漁業の発展のためにこういうのも必要だと思えますけど、前もお聞きしましたが、農業でこういうのが使えないかなというふうなことで以前も申し上げました。もし施肥の補助金ということで、こういった補正予算で15,000千円出されるんだったら、例えば、ミカンとか米の肥料とか、そういうのでも出せるんじゃないかなと思えますけれども、これはどういう根拠で出されているのかとか、理由というのをまず教えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

このノリ養殖の施肥につきましては、佐賀県のほうに有明海ノリ養殖漁場環境改善対策事業連絡協議会という協議会があります。その中で、専門機関であります水産振興センターの指導を受けて、施肥の散布について量とか日程等を協議してここに上げておきまして、個人ごとに行うものではございませんので、何と申しますか、協議会の許可を受けて施肥を行っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

わかりました。その連絡協議会というのがあるということで、佐賀県ですね。

そしたら、その金額が15,000千円ぐらいになっていますけど、それがどういうふうな根拠で15,000千円というのになっているんですか。去年とかおととしとかもあっていると思うんですけど、それはどういう数値とか、取れ高によって決まるのかというのを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

漁協の鹿島支所で施肥に要した費用の3割を助成しております。これは鹿島市でつくっております要綱に基づいて補助を行っております。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

漁協の支所の全部の肥料の中で3割が補助されるということですが、これはその連絡協議会からおりてくるものだと思いますけれども、これは農業とかほかの林業とか、そういうふうな同じような肥料が相当かかるとかですね。昨年だったかな、ウンカですかね、被害とかあったじゃないですか、そういった農業用の肥料とかにも僕は同じようにこれは使えるんじゃないかなと思うんですけど、しかも一般財源でとられているじゃないですか。漁業にはしておって農業にはしないという理由は何ですか。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

私のほうからお答えをいたしたいと思います。

農業とか林業との違いは何なのかということだろうと思います。

実は、農業でも林業でも肥料の散布をされるわけですが、水産のノリの養殖というのは、いわゆる環境被害による、今回の場合は栄養塩の減少、どうしても栽培をされる中で個々人の方、漁民の方の努力ではどうにもできないような自然災害的なものでございますので、それに対する助成をやっているということが通常の農業での肥料散布と違うということで、いわゆる被害対策ということでの助成をやっているということで御理解をいただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

部長、ありがとうございます。自然災害とか環境被害ということでお伺いしましたけど、もちろん農業も災害とか、そういうふうなことで御相談してから、いろいろお願いすることも本当に非常にありがたいことだと思うんですけども、今の話を聞いていると、やっぱり僕は同じように農業とか林業とかにもできるんじゃないかなと思います。というのも自然災害といったら、やっぱりウンカとかの被害とかも、それは共済とかで何とかなっただけかもしれないけど、これは市としてもきちんとやるんだったら、そういうふうな市独自の、県でまとまらなければいけなかったら県でまとまって、同じ海だから同じような被害が出ているとか、例えば、このノリ屋さん、このノリ屋さんで、全部共通して下がっているんだっただけじゃないかもしれないけど、農家さんでもかなり差があるかもしれないですけど、そういう助成、補助金というのも私は必要んじゃないかなと思います、今の答弁を聞いた限りではですね。

農業にもいろんな補助とかありますけど、どうですか、市長、今の話を聞かれて、僕は同じようにすることも、例えば、ミカンだったり米だったり、そういう大きな被害があったときはしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、どう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

まず、肥料という話なので、同じ肥料だからということで議論が多分進められていますけれども、これは肥料と思うからミカンでも林業でも漁業でも同じだという話になるんですけども、ノリの場合は、1つは不測の赤潮、つまり微生物なりウイルスなり、そういうものが発生をしたということですよ。そういう面では、今、部長が言いましたように、災害的要素があるということだと思います。だから、その面から見ると、農業でいいますと、例えば、水田なんかで似たようなことを考えるとすれば、何かの理由で上から水が来んごとになってしまったと、本来来るような水が。その結果、例えば、下でもう立ち枯れしてしまっただけで栽培できなかつたと、収穫ができなかつたというようなことに比べてもらえばいいと思うんですよ。そういう面であれば、肥料であるからという部分は抜いて考えてもらったほうがいいと思います。

もし災害ということであれば、災害対策というところに着目すればいいんですけども、これは災害といってもなかなか、普通そこに、例えば、津波が来たとか台風が来て全部ノリ網がやられてしまったということとはまた違うということなんですよ。そういう面で独特のいわば救済措置ということで、本来やらなくてよかった、あるいはもっとたくさんとれないといけなかつたものに対するかかり増しの作業、そういうことではないかと思います。

だから、同じことではないんですけど、わかりやすく言いますと、さっきの延長戦で言うと、お米を栽培しているときにめちゃくちゃイナゴが発生したと。そのイナゴをどうしようもないから、消毒のいろんな作業なり、機械なり、農薬が必要だったと、その農薬を補助してもらえないかという話と似ていると思ってもらえればいいと思うんです。だから、同じものを使っていますから、余り肥料のほうにこだわられますと、海でできるものは畑でもできるだろうという話になりますけれども、発想の手順が違うなということだと思えます。

したがって、災害的手法、それから価格がどうだったかという、価格対策はこれは入っていないんですよ、ノリについてはですね。値下がりの部分は別にこの金では対応されていません。結論からいって、一言でいえば、いろんな作業のかかり増し経費だと、そういうふうに理解をしていただきたいと思えます。

これが毎年構造的にということになりますと、また話は変わってくるということだと思えます。このところ、大変残念なことに赤潮が連年発生していますので、毎年のように見えますけれども、実は規模も原因も場所も違いますので、それはその分だけで一体どういう助成をしたらいいかというような結論になったというふうに理解をしていただければと思えますけど。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

市長、ありがとうございます。漁業については本当にど素人なので、全然よく勉強不足でわかっていないんですけど、場所によっても違うし、赤潮のぐあいによっても違う。でも、施肥に対するのが3割出ている。さっき市長がおっしゃった、イナゴが大量発生した場合とか、そういうふうなことはもしかしたら考えられるかもしれないということでおっしゃったので、そこら辺の発生した場合の想定というのと、もしそういった場合にはこういうふうに補助しますよとか、そういったシミュレーションとか考え方、そういった方向性だけでも今度、新年度ではしてほしいなと思えます。赤潮が例年というか、昨年も発生して、それはそれで非常に、何というんですかね、大変なことでしょうけど、同じように農業とか林業とか、そういったことの突発的な被害に対しても考えていただきたいなと思えますけど、課長どうですかね、そっちのほうも協議をしてみてください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

さっき答弁をしましたので、その延長戦だということでお話をしたいと思えます。

もちろん災害の程度、原因にもよります。とりあえず、農業関係でいいますと、農業災害補償という意味で制度的な手当てがしてございますから、その対象をどうするか、いわゆる

事件といたしますかね、補償対象をどうするかという議論になろうかと思えます。それでまた、それでも対象にならないというものがございまして、例えば、今回のミカンの価格の下落なんかについては、具体的にこの原因で幾ら下がったというようなことはなかなか難しいというようなところもありますから、私自身の考えでお話をしておきますと、これは一種の保険的な手法ですよ。経営保険的なものをまず手だてをすべきではないかと私自身は思っております。

したがって、1月に入ってからだったですかね、農水省に呼ばれて出席をして、どんなことがあるかといったときに、農林水産省の幹部の人にまず、農業保険のところでは何か考えられんのだろうかということをご個別ではございますが、提案をしております。

したがって、一つ一つのまちで、例えば、イナゴの大発生、あるいはウンカの大発生とか、そういう病気について手当てをする。保険の場合は、大数の法則が働かないと大変ですから、そういうような全国的な、あるいは規模の大きな対応をするということをむしろお願いをするということが先決ではないかと思えます。かなり局地的に何か事件があった、事故が起きたというときは災害対策として対応するんじゃないかと。そういうことですから、御提言の趣旨はわかりますけれども、余り個別の事件をやり始めたら、もう大変多くの作物にそれぞれの原因を抱えないといけないということですから、これはちょっとお許しをいただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

今回の補正予算は、事業とかの確定により減額の補正ということではありますが、一つ一つどうこうというのじゃなく、やはり一番気になるのは繰越明許費、こちらの分ですよ、186,000千円ぐらい。これで物すごく気になるのが最終予算の見込み額、予算額と全く同額、何も手をつけられなかったというのが4つあるんですよ。そして、その理由、もう毎年、これは昨年も言われたと思えます。不測の日数を要したという理由が全部で6件。基本的にこれは計画がおかしいのか、非常にこれは問題にすべきじゃないでしょうか。せっかく予算化をして、これがその年度内にできなかった、いろんな補助をいただいた分もあるでしょう。

そこで、ちょっとお聞きをしたいんですが、種類別に分けますと、総務のほうであったり、産業部であったりするわけですが、できれば部長、3人の方に、どうして毎年毎年不測の日数を要したという理由でこういうふうになっていくのか、お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

私に御指名ですので、お答えしたいと思います。

確かに、私も繰越明許費が多いなという気はしております。そういうことの反省を踏まえるといいますか、そういうことをわかりながら、お答えをしたいと思います。

実は、担当課のほうにも工事の進みぐあいを随時確認しております。今回の場合、特に多かったのはいわゆる仮設道路ですね。仮設道路というのは、例えば災害があれば、道路がないようなところの工事をする必要性がございます。その中で、どうしても本人さんといいますか、周辺の土地の理解がとれない部分がございます。工期が当然ありますので、まず災害からいけば、災害の発生後、県とか国の決定を受けますが、それまでの間に調整を行います。その中でどういう工法をするかとか、まずは災害として採択できるような災害なのかどうかという判断をします。それと平行してそういうふうな動きをやっております。ただ、その中で、どうしても工法によって、仮設道路をつくらなければならないというケースがございます。それから、まだいわゆる米が植わっているという状況もございます。そういうことを含めて検討をしましたが、調整ができない部分がございます。これは全てではございませんが、できる部分とできない部分がございます。ですから、災害復旧でできた部分については、その分については終了するわけですが、どうしても調整に時間がかかる、あるいは所有者の関係で近くにいらっしゃらないとか、そういうふうなこともございます。そういうことがあって、甚だこの辺についてはこのままではいけないという気持ちはございますが、そういうふうな経過があって繰越しをせざるを得ないような状況になったということがございました。

そういうことで、私たちも繰越しというのは余りいい形ではございませんので、随時注意をしながらやっているんですが、結果としてこういうことになってしまったということは反省をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

森田建設環境部長。

○建設環境部長（森田 博君）

繰越明許の件ですけれども、土木費の中では4件ございます。

特に、道路事業につきましてはスケジュール管理も行っておりますが、工事をする場合はどうしても管理境界が必要になってまいりまして、工事をする前には必ず地権者さんと境界の確認をいたしますが、今回上がっておりますのが一部境界について地権者さんの御同意がなかなか得られなかったというものがございます。

それから、橋梁工事につきましては、鹿島大橋ということで市内では一番大きい橋ですけれども、再度工事を発注しまして確認をしたところ、一部工事が必要になる部分が出てきたということでございます。

なお、市道舗装事業、それから地域密着型市道改修事業につきましては、現在、一生懸命やっております、できるだけ年度内完了を目指して、今、工事を進めているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

まず、私のほうからは一番冒頭にあります総務管理費、情報システム管理経常経費の関係でございますけれども、これにつきましてはもう当初から予算の配分が少ないということで国のほうにずっと申し上げておったところ、やっと国の補正予算がついたということでございます。ただ、今回、補正予算でございますので、どうしても事業執行には間に合わないというふうなことで、何というのですか、連続して事業をやりますので、まず今回、国からいただいたものを発注し、実際の事業については来年度の完成、おおむね10月には完成をとというようなことで国も動いていらっしゃると思いますので、そういうふうなことで繰り越しをせざるを得なかったということで御理解いただきたいと思います。

全体的に総務部としては予算の配当、それから公共事業の執行についてもコントロールをいたしております。基本的には国の方針、我々の方針といたしましても、当初予算につきましてはできるだけ早期着工をとというふうなことでずっと担当課のほうにはお願いをしているということであります。ただ、ここ例年、公共事業が多かったものですから、前年度の繰り越しが来ますと、その繰り越しにどうしても前半部分ではそちらのほうに業務がかかる。その次の年の発注が若干おくれていくというような、そういうところもございます。そのあたりをどういうふうにしていくかなというのが今から我々の事務の中の課題とは思っておりますので、できるだけこういうことがないように、突発的な、対外的な理由によつての繰り越しというのはあろうかと思っておりますけれども、内部的な事務の発注についてはできるだけスムーズにできるような形で今後も取り組んでいきたい、そのように思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

3人の部長の方、ありがとうございました。3人の中でお二人の部長さんは3月で円満退社といいますか、そういうふうな形になると思います。ただ、これが毎年毎年繰り返し同じようなことがあるということは、やはりまた平成27年度の予算が決まり、そして事業を行うときに支障にやっぱりなってくる、また次の年も同じように繰り越しというのが出てくるんじゃないかなという気がするんですね。そのところは本当に行政だけが頑張っても、そういうふうな地権者の方とかいろんなことの協議で時間を費やしてしまった、思いがけない日数を使ってしまったということはあるとは思いますが、もう1つ、42ページの東部中のこのところの理由が仮設校舎撤去後の整地が天候不順により日数を要したため、結局繰り越

しが21,168千円なわけですよ。何日間の天候不良だったんですか。もともとこの工期はどういうふうになっていたのか、担当課の課長でも結構です。お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

当初の計画段階で、どうしても1月末まで仮設校舎は残っているということで、残り2カ月しかないという状況の中で、この体育館の工事をいつ行うかということがひとつ問題になりました。

1つが、東部中学校が5月に体育大会がございます。ですから、体育大会前には欲しいということでありましたので、そうすると2月、3月と2カ月しかないという中で、担当とも大丈夫かということで話をして、ちょっと無理かもしれないけれども頑張ってみますということでありましたので、今年度中の事業ということで組みました。ところが、あいにくそこにありますように雨等が多くて整地ができなくて工事にかかれないう状況でありましたので、このように繰り越しという手続をとっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

先日の日曜日に東部中のところで防災訓練があつて、私もグラウンドを見て、これは何だろうかと、いつまでこんなのがあのかかと、きれいに校舎とかいろんな備蓄倉庫はできているのに、そう思ったんですね。ただ、今、次長が御答弁いただいたのは、頑張ってみますからと、何とか工期を間に合わせますと、そのあたりはどうなのかと。私も東部中出身ですから、体育祭はもうずっと5月に行われている、それまでにはやはりきれいにしないとイケないだろうということはあるんですが、ただ、もちろん金額だけじゃないんですが、この繰り越しの理由というのがひとつちょっと引っかかるなというところがありました。

3月議会が始まる前に議員協議会を開き、所掌のいろんな課の分は、その中で繰り越しがこういうふうにあった分は時間を割いて説明をいただきました。その分は何とか理解ができました。しかし、やはり私たちの所掌の委員会では扱っていない分をこうやって初めて見て御説明を聞けば、ちょっと理解に苦しむところがあります。金額的には私は、多分部長もおっしゃったとおり、金額は大きいと思いますよ、186,000千円ですよ。これが次の年に繰り越されるということは経済効果としても、地元の方は早い段階で工事を終わらせて、また新たな予算のときに頑張りたいという気持ちがあるんじゃないでしょうか。

先ほど迎部長のほうから改良、今後どういうふうこれを防いでいくのかということを少

しお話をいただきましたけど、それこそ最後の部長お二人の申し送りとして、これはきっちり次の方に引き継いで、解決ができるようにしていただければなと思います。どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

もう当然、会計年度独立の法則といいますか、その年度中に終了させるというのが通常のやり方ですので、例外的にこういうふうなことになっている、その例外がふえているということで伊東議員はおっしゃっているということだと思います。当然、私も3月で終わりますけど、次の部長にはその旨は引き継ぎをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

どうもありがとうございました。まだこの後も質問がほかの議員からあるかもわかりませんが、やはりこれは非常に重大な問題だと思っておりますので、市の皆さん、ここに座っていらっしゃる課長級以上の方、こういうことが毎年毎年当たり前のように起こらないように努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

あと質問をされる方は何名いらっしゃいますか。——そしたら、議案審議の途中ですが、ここで10分程度休憩をいたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き、議案第13号に対する質疑を続けます。

質疑ありませんか。6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

6番議員の角田一美です。3点ほど質問いたします。

まず第1点目は、議案説明書の37ページのナンバー19、新規事業として6次産業化ネットワーク活動交付金事業として8,184千円ほど経済対策として補正で上げてありますけれども、先ほどの説明によりますと、6次化の法認定を受けた1次産業者等が行う施設等の整備に対する経費の一部補助とありますけれども、この全体の事業の内容、それと事業主体、それと

わかれば補助率、この3点についてちょっとお尋ねをします。ちょっと私たちは総務建設環境委員会でしたので、文教厚生産業委員会のほうに参加しておりませんでしたので、そこら辺がわかればお願いします。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

お答えをいたします。

今回、6次産業化ネットワーク活動交付金事業ということで、市内の法認定を受けていらっしゃる畜産農家のほうが今回加工するというので、加工にかかわる施設、機械等の導入にかかわる事業となっております。当初は、27年度の当初のほうで計画をされておったんですけども、26年度補正があるということで、そちらのほうに乗りかえをしたというふうな状況になっておるところでございます。

あと経営体ということで、地元のイチゴ農家なりお茶農家との連携をするというふうなことで、新しい商品をつくって販売に移すというふうなことで今回事業の計画をされております。

以上です。（「補助率」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

補助率。

○産業部参事（橋口 浩君）続

失礼いたしました。品目につきましては、乳製品を使ったジェラートというふうなことでなっております。畜産農家ということですので、乳製品を使うというふうなことでされておるみたいです。

補助率につきましては、10分の3ということで、当初は2分の1でしたけれども、事業費等の確定によりまして10分の3というふうな補助率になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

わかりました。こういったせっかくの補助事業等ありますので、活用したそういった6次化の普及というものを推進してもらいたいんですけども、ちょっとお聞きしたところによると補助率が2分の1から10分の3と、補助率が非常に下がっているんですけども、これに対してこの財源は国、県だけですけども、このようなものについてはさらに普及を推進するためには、やっぱり市の上乗せというか、市の補助、そういったものは考えられていないのかどうか、ちょっとお尋ねをしますが。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

今回の補助率についての上乗せというようなのは考えておりません。ただ、実際事業をされる前に自分なりにいろいろと加工の研究をされております。その加工の研究をするための補助事業ということで市単独で1件当たり500千円というふうな事業を組んでおりますので、そちらのほうの活用等を促しながら一緒になって活動をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

次に、ナンバー23の、これも新規で森林整備加速化・林業再生事業として県補助事業30,455千円ほど計上されておりますけれども、この説明によりますと、これも国の景気対策で前倒しでやるということなんですけれども、木造公共施設の新築に対する補助で鹿島福祉作業所に対する補助となっているんですけれども、この施設内容と、いわゆるこれも全体事業費に対してどのくらい県の補助率になっているのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

福祉作業所の規模でございますけれども、敷地面積が約1,724平方メートル、それと床面積で467平米程度になっております。

それで、この補助事業につきましては、木造建築ということで、佐賀県産の木材を2分の1以上使う場合に――補助率は2分の1です、補助率も2分の1ですけれども、2分の1の補助が来るとということで、木材使用量につきましては、今は設計段階ですけど、116立方メートルのうち58立方メートルを佐賀県産で使われる予定になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

佐賀県産材を利用したこういった施設に対する補助と、いわゆる2分の1補助と言いながら、県の補助金が30,455千円ですね、そうしますと、事業主体のこういった福祉作業所にとってみれば、非常に自己負担というのが相当の金額になるんですけれども、それに対する補助、こういったものは市としては考えられていないのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この事業につきましては、平成22年度とか23年度に各集落の公民館等を建設された場合にもこの2分の1の補助を受けられております。そのときにも市は出しておりませんので、今回と同じ事業ということで、市の補助は考えていないところです。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

ちょっと地区の公民館と事業内容が、やはり福祉作業所の福祉関係者のそういった作業所ですから雇用環境を整備するためにも、こういったものについては積極的にやっぱり市の上乗せ、こういったものをできれば非常に雇用の場との観点からいいと思うんですけども、現在は考えていないということですね。もし、今後こういった補助制度については国、県等のせつかくの事業がありますから、そこに市の抱き合わせで、いわゆるこういった県産材を活用した木造物の建築等を推進するように検討をお願いしたいと思うんです。

それから、最後にもう1点、ナンバー26に道路新設改良費として辺地道路整備事業として市道中川内～広平線について、今回もせつかく辺地対策事業で広平線の道路改良に取り組んでいただいていますけれども、工期に係る分の6カ年間で約6億円投資して改良をやるという計画にしても、2年目にしてまだ事業を着手できていないんですけども、今回も事業に着手しないまま減額補正という感じで、27年度、来年度から本格的に用地取得と道路改良に取りかかるということなんでしょうけれども、前回の一般質問等で質問したときにも、いわゆる保安林の指定解除が数カ所あって、その解除が手続に相当手間どっているということでしたけれども、今後の保安林指定解除の見込みと、それから、平成27年度事業から本格的に工事を着手されるとのことですが、大体、全体事業計画の中でのおくれがどのくらいの進捗になっているのか、そして、そのことによって今後完了年度までどのくらいあと見込みでおられるのか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

私のほうからは、辺地道路整備事業についてお答えしたいと思います。

まず初めに、保安林解除の件でございますけれども、今年度、保安林解除のための申請書の資料を業者に委託をいたしまして作成をいたしております。それをもって来年度早々に保安林解除の申請の手続に入りたいと思っております。手続につきましては、半年から1年ということでございますけれども、なるべく早くなるようにお願いをしながら進めていきたい

と思います。

申請といたしましては、来年度5,093平米につきまして解除申請を行うということでございます。

事業の進め方でございますけれども、来年度に入りまして用地買収と補償並びに橋梁の橋台施工に入りたいと思っております。

全体といたしましては、毎年約1億円のお金をかけて進めるようにしておりますけれども、今年度起債が思ったように充当できませんでしたものですから、約1年半から2年ぐらいは事業費的にはおくらしているものかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

保安林の指定解除が相当おくら、申請の必要な書類を、今、作成委託中ということで、いろんな工事手続としますと、やっぱり半年以上かかるということになると工事がそれだけおくれるわけです。これがこれ以上おくらないがためにも保安林の指定解除をスムーズに事前相談しながら進めていただくとともに、用地買収は当然できるわけですから、そこら辺の保安林の指定にかからない部分の用地買収を早目の手続をして、しかも工事については橋脚工事からやるということなんですけれども、橋の土台となる橋脚工事につきましては、いろいろな国土交通省の、いわゆる水害等が多い雨季はできないという規制があったりとか、あるいは有明海のノリの採取時期にいろんなコンクリートあくが出ないような形のいろんな条件がありますので、そこら辺施工には十分、前もって打ち合わせしながら、ぜひ今のところ1年半以上のおくらということですが、用地買収並びに工事を前倒ししてでもぜひ当初計画のような形で事業を進めていただくことをお願いしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。まず、説明資料の35ページ、市民交流プラザ事業の問題でここでは減額になっていますが、事業執行見込みによる減ということで、光熱水費などということで上がっておりますが、オープンしてから今まで、大体光熱水費がどれくらいかかっているのか、できれば月別にお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

光熱費で執行額が、電気代で大体毎月350千円程度ですね。当初予定していたのが毎月1,000千円程度かかるんじゃないだろうかとということで計上しておりましたけれども、これが冷暖房がそうかからないということで大分見込みよりも執行額が少なくなっております。それと、上下水道代が2カ月分で300千円から400千円程度、ガス代も大体約300千円程度ということで、これは予定どおりの執行になっておりますので、大きく減額の要素になったのは電気代ということであります。この分が今度の補正の主な要因となっております。毎月の執行状況については、詳細はわかりませんが、大体そのくらいの金額で推移をしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

では、電気代は非常に見積もりよりか安かったということですが、例えば、今のところ暖房ですが冷房時期になりますと、どうなんでしょうかね、暖房と冷房の関係というのはどちらが高いんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

夏場がどのくらいの冷房が必要になるかというのがまだやってみないとわからないところですが、電気料の設定で一番高い金額の水準で設定を、電気料金の契約をしております。それが夏場ということですので、そこを見込んで平成27年度は予算計上しておりますので、冬場の暖房というのは、暖房代がそうかからなかったというのが想定外で、それ以外についてはある程度想定をしているということで、冷房については大分かかるんじゃないかというふうに見込んでおります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

あそこによく行く方たちからお聞きするのは、施設、部屋ね、使っていないけれども電気が全部つけてあるんだけど節約できないかという声があるんですね。どこか暗くしておくというような施設なんかではそれはできないかもわかりませんが、そういう利用しない部屋についての電気の扱い方といいますかね、消してしまっているのかどうか、そこは私もわかりませんが、そういう声結構あるんですね、あの広いところに無駄じゃないかというような声がありますが、少しでも節約をしてもらいたいという声が上がっておりますが、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

会議室等につきましては、使用していないときは小まめに電気を消すように、エアコンも消すように管理をしているところです。ただ、オープンスペースのところですね、通路とか、そういったところは保安上の問題もありますので、電気をつけているというような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そういう御指導をなさっているということで安心していますが、確かに暖房なんかは切っておりますね、使いに行くときにつけるとかしますが、電気についてはやっぱりそうじゃない部分もあるわけで、それ御指導なさっているようでしたらやっぱり徹底して、市民の皆さんから見ると少しは節約してもらいたいというような、そういう声がありますので、願いをしておきたいと思います。

それから、次ですが、一番下の市民交流プラザの管理事業というところで、これはトレーニング機器など備品購入費とか保守点検委託料などの減だと思いますが、この件については、この前も何かのときに意見が出ていましたが、トレーニングルームはインストラクターといえますか、管理人といえますか、そういう人がいらっしゃいませんね、無人ですね。実は、あそこでけがをなさった方がいらっしゃるんですがね、これはもちろん本人さんの不注意もありますよね、本人さんの不注意もあるんだけど、やっぱり誰かおって、そういう使用の、ほとんど素人の方が多いわけですから使用の仕方なんかについて、ちょっとした最初のアドバイスとかあった場合には違うと思うんですが、そのけがをなさった方もいろいろおっしゃっているんじゃないですよ、自分が不注意だったということをおっしゃっていますが、そういうことがあれば、けがなくて済んだんじゃないかというような状況がありますが、今後もあそこはやっぱり無人でいくというお考えなのかどうか、やっぱりインストラクターを置いたほうがいいんじゃないかなと。専門家じゃなくてもいいと思うんですよ、その管理者だけでもいいと思うんですがね、どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

インストラクターを置いてくださいというような要望も利用者の中からはあることはあるんですけども、我々としましては当分の間は今の状態でいかせていただきたいと思いますとお

ります。そして、トレーニングの機器の使用についてわからない点がありましたら、うちのほうの管理の職員が小まめに見て質問等も受けておりますので、そういった適切な指導方法についても教えているところがございますので、そういった状況で今後も当分の間やらせていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もちろん機器の使い方がわからないということもあると思うんですが、そうじゃなくて、利用するに当たってのちょっとした不注意なんかやっぱり大げかになる、その人も結構大きなけがなさっていましたけど、なるわけですよ。だから、やっぱり、それはせつかくですから安全に使っていただくということが大事だと思いますので、やりませんやなくて、私は今後やっぱり検討していく必要があると思います。ここで今そんなお答えいただきましたので、もう一遍と言っても同じでしょうから言いませんがね、ぜひこれはお願いをしたいと思えます。

それから、これもこの前、何かのときに出ていましたが、やっぱり私も見てみますと、そういうもともとからの計画がなかったために、いろんな設備の不都合なところがありますね、例えば、この前もあっていましたが、畳に上がるところも私もよいしょとせんといかんような状況ですがね、特に高齢者の人たちなんかは上がりにくいと、やり方もあると思いますが。

それから、例えば、私はびっくりしましたがね、あそこのトレーニングルームの横の床、行かれたと思いますが、少し斜めになっているんですね、あそこでひっかかるんですね、歩いてきている人が。大体、私たちぐらいになりますと、真っすぐしたところでも足が上がらないでつかかるといふのがありますね、私がちょうど、「あ、ここ危なかね」と言ったら、「いや、私もつかかかったとよ」と言う人が何人かいらっしやいました。だから、もう既につくって進められておりますが、そういうところの点検、やっぱり、もしも何かあったら遅いわけで、そういうところの点検、そして、手直しというようなのを私はすべきだと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

トレーニングルームの先の浴室につながる通路とかスロープになっていて、やはり初めていらっしやる方はちょっとつまずいたりする可能性があるんじゃないかと最初私どもも思っておりますので、そこらについては表示をするとか、色を変えるとか、そういったふうな対応で今のところやって、その後はそういった大きな問題もなっておりません。これは工事

の構造上の問題でどうしてもフラットにすることができませんので、違う面でそういった対応をしているところがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにその分はグリーンシートを敷いてあったと思いますね、あそこのところだけ。しかし、やっぱりそれでも、ほんのちょっとしたあれですね、何と言わんといかんですかね、そういう状況でもやっぱり高いほうから下におりるとすとしてするわけです。そういう状況が非常に多いですね。だから、構造上ということでしょうけど、やっぱりあそこは今後長く使っていく上では改良する必要があるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討してください。できませんじゃなくて、かえってそういうのを敷いておくことによってまたひっかかるというようなこともありますので、お願いをしておきたいと思います。

次です。

説明資料の41ページ、ここの3番目のところの活性化施設整備事業というところで、これは一応明許繰り越しということで載っておりますが、これは活性化施設のところの駐車場ですかね、その整備ですよ。この件で最近よく聞くのが、「また駐車場ばつくらんばなんとかにゃ」という声がいっぱいあります。特にある方が1週間に4回ぐらいあそこを通るそうです。そして、すごく見晴らしがいいので、ちょっと車をとめて休憩をすることもあるんですけど、あの駐車所に車のとまっているのをほとんど見ないとおっしゃるんですよ。たまに1台か2台、職員のは別ですよ、それに何であそこにまた駐車場をつくらんといかんかなという声は結構あります。今後、あそこにそんだけの駐車場をこんだけのお金をかけてつくってやっていく見通しがあるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

お答えをいたします。

活性化施設の運営につきましては、本当、市民の皆様を初め、議員の皆さん初め、温かい御支援をいただいて、現在、約1年を過ぎようというふうになってきております。今のところ来場者が約3,500名ということで来場されております。時期によりましては研修会でもう車をとめられないというふうな状況もございましたし、じゃ、それが毎日かと言われましたら、それでもございませんけれども、研修会等をする中では非常にやはり駐車場については足りないというふうな状況も多々出てきております。そういった意味でも、ぜひ活性化施設の充実運営というふうな中では必要じゃないかというふうなことで考えております。今後と

も活性化施設につきましては、市民の方にしっかりと情報等を出しながら運営を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それだけのですね、おっしゃるように、あればいいですよ、あればいいですが、現状を見る市民の皆さんたちがそういう声は非常に強いわけですよ。特にあの活性化施設については頑張って取り組んでいらっしゃることはわかりますが、果たしてどれだけの市民にとってプラスになるのか、どういう経済効果が出てくるのか、その辺が全くまだ見えない。もちろん今出発したばかりでいろんなのを研究してつくっていらっしゃるということもあるかもわかりませんが、そういうあのもの自体に対する市民の皆さんの厳しい目が光っている中で、そういう現状があるわけですよ。だから、特に今いろんな面で市民の皆さんたちの暮らしぶりがここまで落ち込んでいるときに、どうしてそういうのにだけお金を使わんといかんのかと、もっと自分たちの暮らしのために使ってもらいたいという、そういう多くの声があるんですよ。もうここでいろいろは申しません。今回の一般質問ではそういう面で私はしたいと思いますがね、本当に、もうやっていけんから子供と一緒に命を絶とうかと思ったとおっしゃる方もあるくらい今大変な状況なんですよ、皆さんがね。そういうときに何を先にしていかなくちゃいけないかということをやっぱりよく考えて行政は取り組んでいただくということを私はお願いをしたいし、この事業にしたって、ここまで来ているかもわかりませんが、私は後回しにしたってやっていけないことはないと思うんですよ。あとの答弁は要りませんが、その辺についてはまた次の機会で話しますが、そういう現状にありますので、私は意見を言わせていただきました。

次です。

予算書の82ページの、私はちょっと説明を聞き漏らしたかもわかりませんが、まちなみ活性化事業費の中に駐車場用地取得費というのが上がっておりますが、ここはどこでどれくらいお買いになるんですか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

ここに掲げております駐車場用地でございますけれども、法円寺跡地のところで今、トイレを整備しておりますが、その奥側になります。そこは既に土地を買っております、土地開発基金からの買い戻しになります。面積は173.44平方メートルであります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。じゃ、これは今仮設トイレをつくっているから必要だということじゃなくて、これからもずっとそこは駐車場として利用をしていくというためにお買いになったということで理解していいですか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

駐車場に隣接して休憩所になります。休憩所をそこでつくっておまして、バス待ちとかなんとかされるときに利用していただくというエリアになります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もちろん必要ならば買わんといかんと思いますが、もう年度も終わろうとしているときに、こういうのはやっぱり全体的な計画を立てながらバランスのとれた形で私は取り組んでいくのが本当やなかったかと思いますが、たまたまこういう形でしていく中で、やっぱり今しくなくちゃいけなかったのかなという気がしますが、それはそれとして了とします。

それから、もう1つ、土木費のことでお尋ねをしたいと思いますが、お尋ねといいますか、私はいつも生活道路をもっと改良せろとかということを書いてきたと思います、特にまちの中の。いろいろここにも上がっておりますし、事業費も残っている分もありますよね。それはいろんな事業の内容によってその枠内でせんといかんから残っていくとは思いますが、例えば、私、これはもう何年前からでしょう、要求を出して、そして、そうしましょうというようなお答えがあっている分で、高津原の変形5差路を御存じですか、変形5差路、旭ヶ丘保育園からたん御天神さんまで行くところ。あそこはたまたま住宅、住んでいらっしゃる方がいらっしやらなくなって売っていいということで、そこを買って広げて云々という話ありましたよね。それで、それがいつということはそのときは、もう4年ぐらいになりますか、やりましょうということになっていたんですが、全くそういうところには手がつけられていない。これは地域からも要求出ていると思いますが、あそこは非常に危ないんですよ、通勤通学のときの車とか、それから、非常に狭いですから、車が離合したり回るとき狭いです。ところが、全くそういうには手がつけられないまま何年も何年も過ぎてはいるんですがね、これについてはどういうふうに担当課はなさってきているのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

変則5差路につきましては、その用地買収につきまして、御相談をずっと申し上げてきております。ただ、今まで了解を得ていないという状況でございます。地元の方々と一緒に交渉というかお話し合いをさせていただいていますけれども、まだ至っていないということでございます。ですから、その分の用地費も今回減額をさせていただいているというところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

取り組みをされているということですが、1年、2年じゃないんですよね。何が原因なのか、売られる方に原因があるのか、了解してもらっていないということならそうかもわかりませんが、もともとそこはそういう形でいいよとおっしゃっていたところですから、やっぱりある程度の条件をのみなから早く進めてもらわないと、本当、御存じだと思いますよ、危ないところはね、通学通勤、あの時間行ってみてください、夕方もそうですがね、特に曲がるところは、鋭角と言わなんですか、そういう曲がり方をせんといかん部分もありますから、非常に大変ですから、事故が起きてからでは遅いんです。条件をのむ分はのみなから、早く地域の皆さんの安全のために取り組んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

11番水頭です。3点ほどお伺いします。

議案説明資料の32ページ、ここに保険健康課の件ですけれども、ちょっとわからないから教えてください。

国民健康保険基盤安定負担金ということで、ここに13,514千円が補正されています。補正前と比べて1,300幾ら多いんですけれども、これは安定化のための繰出金ということですが、この内容がどのようになっているのか、ちょっとこのあたりから教えてください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

これにつきましては、国民健康保険の基盤安定負担金ということで、国民健康保険税の7割、5割、2割軽減額の県費負担金、一般会計繰出金に対する県費負担金の増額ということで、軽減額が確定したことにより今回増額をしているものでございます。一般会計から国民

健康保険会計へ繰り出す繰出金の一部ということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

7割、5割、2割の軽減内ですね。これはそしたら、ちょっと私はわからないんですけども、これと国保会計の影響とは全然別問題ですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

これにつきましては、一般会計が負担をする分ということで、それに対する県費の負担金ということで歳入を一般会計のほうで受け入れて、一般会計から国民健康保険会計のほうへ繰り出しをいたしますので、国民健康保険のほうでは歳入という形で受け入れをするという形になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

わかりました。ちょっと意味がわからなかったんですから、いいです。

次に、18番、青年就農給付金補助金が減額されています。当初の補正で減額されていますけど、これは事業費の確定による減となっていますけれども、この内容について何で減額されたのかお願いします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

当初予算の段階では給付予定者を18名予定しておりましたけれども、今回13名に確定いたしましたので、その分の減額補正をお願いしております。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

要するに、18名が13名で確定したということですけど、ちょっとわからないから教えてください。この内容あたりのちょっと詳細については、余り詳しくはいいんですけども、簡単にいいです。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この青年就農給付金につきましては、原則45歳未満の方で、いろいろ条件がありますけれども、年間1,500千円を最長5年間給付する事業でございます。それで、3月補正で中身を申し上げますと、1,500千円支給の方が9名、それと半年だけの750千円の方が1名、それと夫婦で申請されますと1.5倍になりまして2,250千円でございます、この方たちが2組、それと夫婦で申請された分の半年分の1,125千円の方が1組で、19,875千円の予算になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

わかりました。当初の見込みでは18名ということで計上されていたけれども、13名で確定ということですが、この点に関しては何か要因とか、そういう、例えば、見込み違いなのか、それとも、ある程度のアピールが不足していたのか、どうなのか、この点はどのようになっているふうになったんですか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この事業につきましては、24年度から始まっております。それで、26年度が3年目ということで、ある程度の応募者がふえる見込みを立てまして当初予算を組んでおりましたけれども、そこまで応募者がなかったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

わかりました。差し支えなかったら、県内か県外か、そういうところわかったら教えてください。それとも、市外なのか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

給付を受けられている方は、全て市内に在住の方でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

次、行きます。

20番、農林水産課の新規事業で森林整備加速化・林業再生事業補助金ということで30,455千円が計上されていますけど、これの予算前倒しによる補正と書いてありますけれども、実際これはどういう事業なのか、まずそこから伺います。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

これにつきましては、先ほど角田議員のときも御説明いたしましたけれども、木造建築物で、その木造の構造材の2分の1以上を佐賀県産材で使えばこの補助金が来るということで、国の補助金が2分の1になっております。

それで、それも先ほども申しましたけれども、敷地規模につきましては1,724平米で、延べ床面積が467平米程度の福祉作業所を新たに建築される分でございます。

それと、木材利用量が、今設計段階ですけれども、116立方メートル予定されておまして、そのうちの半分であります58立方メートルを県産材で建設される予定でございます。総事業費につきましては、約107,000千円程度でございますけれども、補助対象事業としては30,455千円の2倍の分が補助対象経費でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

15番松本末治です。1つだけお尋ねをいたします。

説明資料38ページ、ナンバー25、先ほども出ておりましたけれども、ノリ養殖事業に対する補助金ですが、施肥に対する補助金ということで16,007千円出ております。この金額でノリの状態がどれだけよくなったと捉えられているか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

これはあくまでも試算でございますので、御了承お願いいたします。

まず、色落ちを抑えることで平均単価をある程度のレベルで保つことができます。それで過去3年の平均単価を7円95銭で計算しております。それで、施肥を行わない場合ですけど、施肥を行わない場合の想定単価が4円73銭、施肥を行った場合の想定単価、これは6等クラスですけど、7円26銭として試算をしております。それで、施肥による販売の増額が約160,000

千円ほど見込めているものと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。試算についてはよくわかりましたけれども、実際、実情がどうかということだと思うわけですね。細々したことはお尋ねいたしませんけれども、今、共同乾燥施設というのが、私が知っている範囲というのは七浦地区海岸にあるのが、一番最初にできたのが竜宿浦共乾でしょう。そして、飯田、音成、宮道ということで、後継者が20代、30代、40代とおられると思いますけれども、この共乾施設で実際操業を始めて、今何割ぐらい残っておられるかということを知りたいがよかですかね、わかれましたらお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

済みません、ノリの養殖漁家の数でいいですかね。今現在は約140経営者ぐらいですね。それで、昔を申し上げますと、平成20年ですと162戸、15年が192戸とかになっております。それで、協業化団体は、今現在、市内に13団体66漁家がおられまして、協業化率が46%ぐらいになっております。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。私が七浦地区だけしか把握しておらんもんですから、そういうふうな質問をしたわけですが、全体的にかなりの減という形になっていると捉えるべきだろうと思いますけれども、本当にここ数年、施肥に対する補助を出してもらっておりますけれども、実際かなりその効果というか、益を受けられているノリ漁家の方もあると思いますけれども、さっき言われた、7円26銭に届かない2円、3円ぐらいでも実際収穫をされて製品化されているという話も聞きます。そういう中で、地域根性じゃなかですけれども、鹿島全体の海況がよくなるにやいかんと思います。そういうことで、迎部長も中村課長も本当にこの件についてはまだまだ仕事をしたかという思いがあられると思いますので、先ほどもあっておりましたけれども、次の方への遺言じゃなかですけれども、どういうふうなお考えをお持ちか、私に聞かせてもらいたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

先ほど中村課長のほうからも申しあげましたように、去年、ことし非常に厳しい状況でございます。一昨年は、24年度については21億円程度上がっておりますが、現時点で1,470,000千円ぐらいの販売額しかございません。七浦ということで限定しておっしゃられましたので、七浦で言いますと、先日、漁業者の方とお話をしました。もうちょっと積むとのなかごとなりよるばんという状況だそうです。ただ、相反して、東部のほうは最高によかったと、なぜかと、こういうことがあるかと思えます。私たちも、漁業者というのはいろいろな産業の中でお金がかかる業種でございます。船を持っておかんといかん、それから、その網を張る権利を持っておかんということで、そういうことがございますので、今の人数をいかに減らさないようにするかということ、こういうことを大前提として考えているところでございます。

きょうは今話をするのは補正予算の中でございますので、当初予算でもいろいろな策を講じて提案をしているところでございますので、この件については、後だって当初予算の検討の中で申し上げたいと思いますが、やっぱり対策ということは常に考えていく必要があると思っておりますので、その辺については、ここではなくて後だってお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。本当に海の森事業等々でいろんな形で対応はできている。ただ、1つだけ、今、丘と海と連携がとれていないというのもあろうかと思えます。というのは、丘の事業というか産業、特に果樹関係で下火です。かなり落ち込んでおりますし、果樹関係で後継者もないというような状況でありますから、やはり今後、そいけん施肥の補助ばしよっとくさんということじゃなかろうと思えますから、根本的な海況、有明海の海況をよくなしていくというようなことが一番根本にはあろうかと思えますので、その点をしっかり見詰めてもらって、何とか対応をしてもらう。もちろん、市長がしっかり国との対応、隣あたりとの対応もされているということはわかっておりますけれども、この補正予算関連ではこれだけにしておきたいと思えますし、先ほど部長からあったように、また当初予算のときにもお尋ねをいたしたいと思えます。これで終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番徳村博紀議員。

○9番（徳村博紀君）

9番徳村です。1点だけ。

説明資料の36ページ、保育所運営事業についてですけれども、事業執行見込みによる増ということで、保育単価改定及び入所児童数の増ということで書いてありますけれども、保育単価の改定ということで、実際にどのような改定がなされているのかということですのでけれども、保護者の負担というのはふえるのか減るのか、まずそこから伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この保育単価の改定というのは、これは国家公務員の人事院勧告を反映して保育単価、職員を配置しておりますので、職員の賃金に反映するものでございまして、例えば、ゼロ歳児だったら保育の単価が一番高く140千円から160千円、一月当たりですね、一、二歳児になると80千円から100千円とか、そのように保育の単価が決まっておりますので、その保育の単価が1人当たり月額で約2千円程度アップするということでございます。これに関連して保護者の負担金というのは全く変えておりません。

それと、あと入所児童の増ということでございますけれども、これにつきましても、入所児童数が年々増加している状況でございます。特に顕著なのが、ゼロ歳児の入所児童数が多いということで、平成26年度におきましても、4月では51名だったのが3月現在で157名というふうに100名ほど多くなっております。このゼロ歳児が一番保育単価高いですので、こういった増額になっているような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番徳村博紀議員。

○9番（徳村博紀君）

保護者の負担増ではないということですね、わかりました。あと保育単価の改定の表というものが、新しいものがあれば提出をしていただきたいんですけども、よろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

資料の提出はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第14号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

それでは、私のほうからは、議案第14号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は25ページでございます。補正予算書により御説明をいたしますので、お手元に御準備をよろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、主に人件費の決算見込みによる増減及び事業費の確定見込みに伴う増減等をお願いいたしております。

それでは、議案第14号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ65,125千円を減額し、補正後の総額を1,029,945千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

繰越明許費でございますけれども、これは、地方自治法第213条第1項の規定により諸般の事情で予算の一部を平成27年度へ繰り越して執行するもので、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。繰り越し事由につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

次に、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

2ページと3ページは今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」でございます。本年度は、1款2項の小舟津汚水幹線管渠築造

工事、場所は泉通の交差点付近でございますけれども、N T T管理設管及びその管理用の小さいマンホール、通称ハンドホールと申しますが、その場所の協議を行ったわけでございますが、N T Tが持つ図面と場所が少しずれておりまして、その下水管の変更設計について予想以上の日数を要しました。そのために繰り越しをお願いするものでございます。

また、同じく馬渡汚水準幹線管渠築造工事におきましては、もともとここは水が出るところでございますので十分調査をしたつもりでございましたけれども、馬渡公民館から明倫小学校付近までですが、全体的に湧水が予測以上ございまして、その処理に予想以上の日数を要したための繰り越しとなっているところでございます。

5ページでございます。「第3表 地方債補正」でございます。

今回の事業費確定見込みにより28,600千円を減額し、限度額を157,700千円にいたすものでございます。

6ページをお開きください。6ページと7ページは歳入歳出予算の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。歳入でございます。

3款1項1目の公共下水道費国庫補助金でございますが、事業費の確定見込みに伴い、29,700千円の減額をいたしております。

9ページをお開きください。

4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、事業費の確定見込みに伴い、6,825千円を減額いたしております。

10ページをごらんください。

7款1項1目、公共下水道事業債でございますけれども、事業費の確定見込みに伴い28,600千円を減額いたしているところでございます。

11ページをお開きください。ここからは歳出でございます。

1款1項1目、総務管理費でございますが、事業費の確定見込みに伴い、597千円を増額いたしております。

3目、浄化センター費でございますが、これは、人件費の決算見込みにより職員手当を80千円増額いたしております。

12ページをごらんください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、人件費の決算見込み及び事業費の確定見込みにより64,763千円を減額いたしているところでございます。内容は右のとおりでございます。

13ページをお開きください。

2款1項1目の元金でございますが、先ほどの建設事業費の減額に伴い、財源の組み替えを行っているところでございます。

2目、利子でございますけれども、長期債の利子が確定いたしましたので、1,039千円を

減額いたしているところでございます。

14ページから15ページは職員の給与費明細書でございます。16ページは地方債の現在高の調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8 議案第15号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第15号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書は26ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、御用意をよろしく願いいたします。

今回の国民健康保健特別会計における補正の内容は、今年度の最終補正でありまして、保険税額の見込み、交付金額等の確定、決算見込みに伴うものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ52,382千円を減額し、補正後の予算の総

額を4,134,566千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

6ページをお開きください。6ページと次の7ページは、今回の補正予算の事項別明細書です。説明は省略いたします。

8ページをごらんください。ここからは歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税については、国保税の現年分の収入見込みの減額に伴い、1目の一般被保険者国民健康保険税を65,100千円、2目の退職被保険者等国民健康保険税を10,900千円減額し、全体で76,000千円減額補正するものです。

9ページをお開きください。

3款1項1目の療養給付費等負担金は、51,906千円増額し、補正後の額を790,262千円といたします。療養給付費等負担金の見込み及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の額の確定に伴い増額をいたします。

2目の高額医療費共同事業負担金は、決算見込みにより3,501千円減額いたします。

3目の特定健診等負担金も、決算見込みにより1,074千円減額いたします。

10ページをごらんください。

3款2項1目の財政調整交付金は22,739千円増額し、補正後の額を488,575千円とするものです。内容は、1節の普通調整交付金について、療養給付費等交付金、後期高齢者支援金分、介護納付金分の決算見込みに伴う増減をいたしております。

また、2節の特別調整交付金を30,099千円増額するものです。

11ページをお開きください。

4款1項1目、療養給付費交付金は48,304千円減額し、補正後の額を174,303千円といたします。内容は、医療分の交付金額の決定に伴うものです。

12ページをごらんください。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金は、3,501千円減額し、補正後の額を25,857千円といたすものであります。決算見込みによる減額です。

2目の特定健診等負担金も決算見込みにより1,074千円減額いたしております。

13ページをお開きください。

6款2項1目の財政調整交付金は、第1種、第2種とも決算見込みにより、第1種を11,717千円増額し、第2種を1,622千円減額いたすものであります。

14ページをごらんください。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金は、5,262千円を減額し、補正後の額を82,002千円といたします。交付金額の決定に伴うものです。

2 目の保険財政共同安定化事業交付金も、額の決定により21,065千円を減額いたします。
15ページをお開きください。

9 款 2 項 1 目の一般会計繰入金は決算見込みに伴い、21,534千円増額いたすものです。
16ページをごらんください。

11 款 4 項 2 目の退職被保険者等第三者納付金は、決算見込みにより1,378千円の増額をいたします。

6 目の雑入は、生活習慣病予防教室事業及び特定健診事業の確定に伴い、負担金を253千円減額いたすものです。

17ページをお開きください。ここからは歳出になります。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、職員の人件費の決算見込みなどにより1,998千円減額いたすものです。

18ページをごらんください。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は、歳入の決算見込みにより財源を組み替えております。

2 目の退職被保険者等療養給付費は、決算見込みにより20,673千円減額いたします。

3 目の一般被保険者療養費も、決算見込みにより1,615千円減額いたしております。

4 目の退職被保険者等療養費は、歳入の決算見込みにより財源を組み替えております。

19ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目の一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより15,960千円増額いたしております。

2 目の退職被保険者等高額療養費は、決算見込みにより2,620千円減額いたしております。

20ページをごらんください。

3 款 1 項 1 目の後期高齢者支援金は、財源の組み替えで増減はございません。

21ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目の前期高齢者納付金は、決算見込みにより278千円を減額いたします。

22ページをごらんください。

6 款 1 項 1 目の介護納付金は、決算見込みにより233千円を減額いたしております。

23ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目の高額医療費拠出金は、財源の組み替えで増減はございません。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は、決算見込みに伴い、13,042千円減額いたしております。

24ページをごらんください。

8 款 1 項 1 目の特定健診等事業費は、特定健診事業及び特定保健指導事業の決算見込みにより5,703千円の減額をいたしております。

25ページをお開きください。

8款2項2目の療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みにより1,044千円を減額いたしております。

3目の保健推進費は、生活習慣病予防などの保健指導事業や医療費適正化の事業の決算見込みにより1,505千円を減額いたしております。

26ページをごらんください。

12款1項1目の予備費は、今回の補正の財源調整のために19,631千円減額をいたしております。

以上、説明いたしましたとおり、今回は、保険税及び交付金や保険給付費等の決算見込みなどによる補正であります。

27ページから33ページまでは給与費の明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑はありますか。6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

6番角田一美です。二、三点、ちょっとお尋ねをいたします。

国保会計については、過去非常に大幅な赤字がして段階的に見直しがされてきたところなんですけれども、しかしながら、昨年度の決算で、いわゆる財源、収入に対する歳出が多くて約27,000千円程度の収入不足ということで、26年度の予算から繰り上げ充用して決算を締めてあるんですけれども、この点について松尾征子議員から、一般会計からの繰り入れ等があった際に、これは過年度分の、いわゆる調整金の過不足等のあれで確たる決算じゃないということで26年度に繰り上げ充用されて、今回の決算見込み額を見ていますと、国民健康保険税が25年度決算額に比べますと、26年度予算、補正後で119,000千円程度保険税が下がっております。それに対して、国庫支出金が25年度決算額で1,083,000千円程度に対して26年度1,308,932千円ということで225,000千円程度国庫支出金がふえているわけですね。そういった帳尻でこうして全体的に見てみますと、一般会計からの繰入金金を25年度の決算額と26年度の補正後の一般会計繰入金を比べてみますと、26年度補正後では、前年度に比べると約16,000千円程度非常に改善されて少なくなっているわけですね。そういった関係で、決算見込み額では、今後の予備費的なものを約20,000千円程度見てありますから、恐らく26年度、このままいけば、繰り上げ充用分を27,000千円程度見ても、約20,000千円を超える22,000千円程度の黒字が出ると。そうすると、単年度でやはり57,000千円程度の黒字が出ているわけですけど、この最大の要因は何なのかですね。国民健康保険税が減って国庫支出金はその倍以上にふえている、何か制度的に変わったのか。そこら辺、ちょっとお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今、角田議員おっしゃられたのは、平成25年度の決算額と3月補正後の予算の額ということになります。これ今後、決算額、まだ保険給付費等も確定をいたしておりません。あと国庫支出金等も3月にならないと確定をしない部分がございます。今見込める部分でということで、今回の3月補正、当然、確定をした部分もございますが、今申し上げましたように、1月分、2月分等の保険給付費がまだ確定をしていない部分がございますので、決算額については、おっしゃられるような黒字が確実に出るというのはちょっと現段階では申し上げられないところでございます。ただ、当然、歳入の状況、先ほど一般会計のところでも申しましたように、軽減額の拡充等がありまして、国庫支出金、一般会計からの繰入金等については変動が起きているところでございますので、そこはまだ今後見ていかないとはいえないと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

今後の国からの国庫支出金とか、そういった保険税の見込みが変わるから今の時点での決算額は楽観を許されないということでしょうか。これを見た限り、補正後である程度、現時点で見込まれている、いわゆる3月までの見込みで保険給付費あたりを上げておられるのかなと思って、ちょっと安心するのはまだ早いということでしょうか。今の時点での補正後で見ますと、予備費というのは大体ほとんど毎年使っていないからですね。まだ減額補正して20,000千円ばかり残してあるから、そこら辺で本年度は恐らく20,000千円を超える黒字が出るんじゃないかと思ったんですけど。

そしたら、ちょっとお尋ねですけれども、25年度の決算額と、今度は26年度の補正後の予算額と比べてみますと、諸支出金が、25年度が約66,600千円程度あったやつが、26年度、約20,000千円ぐらいに減額補正してなっているわけですね。そこに47,000千円、26年度は減額になっているわけです。その一方で、片や、共同事業拠出金566,962千円が611,870千円と、ここで44,908千円と約45,000千円程度ぶれているんですけども、これは何か。諸支出金と共同事業の拠出金の、こんな変動があり得るのか、ちょっとお尋ねですが。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

共同事業拠出金につきましては、県内の全保険者、国保の保険者ですので全市町村で今年度までは200千円以上のレセプトといたしますか、医療費に対して共同事業という形で全てを負担すると、それを集めて負担をするということになりますので、その年その年にかかった県内全部の対象医療費、額が幾らになるのかということと、鹿島市分がそれで対象事業費が幾らになるのかということによって変動する部分もございますので、そのぶれはあるということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

それから、もう1点、保険給付だけを見た場合に、25年度決算額で2,592,000千円、これが今年度補正後の保険給付費の見込み額を2,641,000千円程度見込んであるわけですね。対前年度から比べると49,000千円程度増額をしてありますけれども、こういった保険給付費が伸びておりますけれども、後期高齢者支援金等、これは約3,000千円落ち込んでいます。それから、介護給付基金も約10,000千円程度見込んでありますけれども、こういった中で、決算見込みとして、今の時点ではやっぱりこれを見る限りは収支とんとんということですが、ある程度の今後の見込みを、今のそこら辺の後の共同事業拠出金等の見込みの中でどのくらいの収支見込み、それは、今の時点ではもう見込めないということでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、まだ医療費が確定をいたしておりません。おっしゃられるように、12月診療分までで約2%の医療費の伸び、まだこれも1月、2月分の診療費で増減をする可能性がございます。また、歳入においては、先ほども申し上げましたように、国保税が減額をしているということで非常に厳しい状況には変わりございません。また、5月までの国保税の収納の状況、3月に確定する国庫補助金、また、保険給付費、そこら辺が確定をいたしておりませんので、今の段階で金額がどうかということにはちょっと申し上げられませんが、非常に厳しいということで、またそういうことを推移を見ていかなければならないというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

わかりました。まだ安心するのは早いということですが、平成30年度の国保の一本化に向けて、やはり国保会計の適正なる運営をぜひお願いしていきたいと思うんですけど、その中で、やはりもう1点、支出の面で、いわゆる特定健診委託料を大幅に5,700千円ほど減額されています。こういった1人当たりの医療費が高くなっている中で、医療費抑制の中で、いわゆる予防のほうに重点を置くべきそういった健診事業でちょっと5,700千円の減額が上がっているんですけども、特定健診の実施状況ですね。いわゆる計画に対して平成26年度はどのような状況でこういった減額を上げておられるのか。そこら辺がわかれば説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

今まだ最終の確定値というのが出ておりませんので、今回の補正の内容で申し上げますと、特定健診の個別の健診、病院で受けていただくものの当初見込み、2,450名で見込んでおったところですが、受診見込み数ということで1,730人程度ということでの減額が大きくなっております。

また、保健指導についても、目標値ということで予算を計上しておりましたが、今回については実績値に近いところ、3月末までの分ということで減額補正をいたしておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

ちょっと特定健診が当初予定していた2,450人に対して1,730人ということで、720人程度受けられていないという、非常に予防的な健診事業に力を入れるべきところは、やはりそこら辺の医療費を抑制するためにも、こういった健診事業にはもっと力を入れて国保会計の適正な運営をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第16号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第16号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は27ページです。お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、御用意をよろしくお願いいたします。

今回の鹿島市後期高齢者医療特別会計における補正の内容は、保険料や事務費等の決算見込みによるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ10,816千円を減額し、補正後の予算の総額を378,901千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

4ページをお開きください。4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別明細書です。

6ページをごらんください。歳入から御説明いたします。

1款1項1目．特別徴収保険料は、決算見込みにより11,300千円を減額いたしております。

2目．普通徴収保険料は、決算見込みにより5,025千円増額いたします。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金は、1,378千円を減額いたしております。内容は、鹿島市の事務費繰入金と広域連合共通経費負担金の決算見込みによるものとなります。

2目の保険基盤安定繰入金も、決算見込みにより3,328千円を減額いたしております。

8ページをごらんください。

5款4項2目の雑入は、後期高齢者医療円滑運営臨時特例補助金及び後期高齢者医療制度事業補助金の増により165千円を増額いたしております。

9ページをお開きください。ここからは歳出となります。

1款1項1目の一般管理費は、需用費を10千円増額いたしております。

10ページをごらんください。

1款2項1目の徴収費は、一般会計への繰出金で65千円の増額です。

11ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金などの決算見込みにより10,891千円の減額をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第17号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、議案第17号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

議案書は28ページ、別冊の補正予算書により御説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人件費の決算見込みによる減額でございます。予算の総額から9,432千円を減額し、補正後の総額を1,872,418千円といたすものでございます。

補正の内訳を御説明いたします。

6 ページの歳入をごらんください。

補正の内訳ですが、一般会計6,392千円の減額、公共下水道事業特別会計2,042千円の減額、国民健康保険特別会計998千円の減額でございます。

7 ページをお開きください。

補正の歳出の内訳ですが、報酬が320千円の減額、給料が2,125千円の減額、職員手当等が1,665千円の減額、共済費が5,322千円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第18号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

議案第18号について御説明いたします。

議案書の29ページをお願いいたします。

鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画について、鹿島市営土地改良事業について、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり計画を定めたいので、議会の議決

を求めるものでございます。

提案理由は、市営土地改良事業として圃場整備事業を実施したいので、この案を提出いたします。

内容につきましては、議案説明資料で説明しますので、一番最後になります、46ページと47ページをお願いいたします。

まず、事業概要ですけれども、事業名が基盤整備促進事業、実施地区は音成地区で3工区に分かれております。音成工区、古場城工区、草場工区です。

それと、区域面積は全体で18ヘクタール、そのうち田が11ヘクタール、畑が2.2ヘクタール、その他、これはもう道路、水路になりますけれども4.8ヘクタール。

事業年度は平成27年度から31年度までを予定しております。

総事業費につきましては、今現在519,000千円を予定しております。そのうち負担割合として、国55%、県15%、市15%、地元15%となっております。

今後の予定ですけれども、本日、議決をいただきますと、3月下旬に計画概要書の公告を行いたいと思っております。それで、4月から5月にかけて、区域内の資格者——耕作者とか所有者ですけれども——からの同意書を徴集いたします。その後、5月中旬から事業計画書の作成、あるいは公告縦覧などを行いまして、7月下旬には計画を確定したいと思っております。それで、今年度につきましては、8月ぐらいから実施設計業務に着手したいと思っております。それで、28年度から本工事に着工予定で、予定としては、31年度の最終年度になりますけれども、確定測量と換地業務を行う予定にしております。

下のほうに参考に、土地改良法の抜粋をつけております。

右のほうの地図をごらんください。一般図をつけております。

上のほうにあります草場工区、ここは西塩屋集落内の工区でございます。事業面積として1.4ヘクタール、受益戸数14戸、事業費は約43,000千円でございます。それと、左側のほうになりますけれども、古場城工区、ここが母ヶ浦の集落からずっともう上って行ってオレンジ海道を通り過ぎていったところでございます。事業面積として5.9ヘクタール、受益戸数は30戸、事業費として180,000千円を見込んでおります。それと、音成工区、これは音成集落の二級河川の黒木川のほうの谷ですけれども、事業面積で10.7ヘクタール、受益戸数55戸、事業費296,000千円で予定しております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたが、まず今、農業問題については、非常に大変な情勢にあると思うんですね。こういうときに圃場整備をする、ある面ではより生産を向上させるた

めに必要だといえればそれまでだと思いますが、例えばこの場合は、田が11ヘクタールというようなことですが、今、米についても非常に価格的に落ち込んで生産費も賄えないというような、そういう現状にあると。特にここは高地ですので、そういうのはもっと、生産費用というのは一般より高くなると思うんですよ。だから、こういうことをなさるのかもわかりませんが、それでお尋ねしたいのは、まずここに土地改良事業をしようとしたのは、地元からの要求があつてしたのか、それとも、市がここにしなさいということで提案をしたのか、その辺はどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

圃場整備を含みます土地改良事業は、地元からの申請事業でございます。それで、申請を受けて鹿島市等で概略の計画を練って国に申請して国の採択を受けたということで、あくまでも地元からの申請でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまのお答えのように、確かに形としては地元からの申請だと思いますが、今の状況の中で、本当にその地元の人たちは、ここでこういう形をとらなくちゃいけないというような、本当にそういう意向があつたのかと、ちょっと私は直接聞いていませんから言えませんが、それで、お尋ねをしたいと思います、この中に、後継人がいらっしやるところといらっしやらないところがあると思うんですが、その辺は具体的にいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

申しわけありませんけれども、後継者の数ではなくて、今現在、耕作をされております世代別の、一応調査をしております。それで、全体で99戸のうち60代の方が33戸、あと50代の方が11戸、40代の方が10戸などとなっております。後継者のおられる方も、当然、圃場整備後も農業をされると思いますけれども、例えば圃場整備事業を行いますと、私はもう高齢でできないとか後継者がいないとなれば換地業務を行いますので、不換地というのができます。この不換地というのは、農地で配分を受けんで、後でもう金銭で精算して、もう農業はしないということで、そういうふうな制度もありますので、その辺についても、今、地元のほうでお話を進めていただいているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま農業、こういうことでできないからということで換地して精算をされると思いますが、現実的にはということになりますと、農業を手放すということになるわけですね、仕事がなくなるということに。幾らかお金が入るかもわかりませんがね。そういう状況をつくり出していいのかなという気がするわけですがね。

お尋ねをしたいと思います、大体、この事業をやるとすれば、ここに地元が15%ということを出ていますから計算すればわかると思いますが、大体どれぐらいずつ何年間払っていくことになるのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

3工区に分かれておりますけれども、今現在ではまだ概算事業費ですので、10アール当たりの個人の農家さんの負担が約500千円台から600千円台ぐらいになると思います。それで、支払い方法については、地元のほうで金融機関から借入れをして10年なり20年なりで返還されるか、その辺については地元のほうで決定されることでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

農業の見通しがいいときは夢があると思うんですが、今の現状の中で、こういう形をとっていったって本当に皆さんがやっていけるのかという心配をするのは私だけなんでしょうかね。例えば、鹿島市は大きな事業で多良岳パイロット事業をやりましたよね。あのときは、もっと夢があったと思うんですよ。しかし、夢があったけれども長くしない時点で今のような現状になってきたと。そういう状況でしょう。もちろんパイロット事業を始めたときには、もうよそではミカンの木を切り倒すなんていう状況もありましたから、非常に危険な状況だなと思いながら私も見てきました。私もちょうどそれを始めたころから議員になっていきますから、その経過は見てきているんですね。だから、分担金の問題の審議も全部参加をしてきたんですが、しかし、あのパイロット事業だって、私が心配をして意見を述べたような形で残念ながら落ち込んでしまったという現状はあります。今回はもっと大変な今の農業状況。鹿島市だけじゃなくて外部からの最悪の状況も流れてくるというような、そういう時代の中で、今、本当にこれを進めていいのかどうか、私は疑問ですよ。本当にここをすることによって、農家の人たち、そういう見通しが立つとお思いですか。いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

まず、冒頭に、先ほど課長が申しあげましたように、これは、地元の方がやられたいというか、要望の事業でございます。農業、この今の厳しい状況ではございますが、その中で、負担金を払ってでもやろうという気持ちを持って申請をいただいたものと思っております。私たちは、当然その支援というのはいろいろな形でしていく必要性がございますが、地元の今やるんだという気持ちは大事にしながらこの事業を進めていきたいと。当然、その事前にいろいろな状況のお話はしております。その結果やりたいということでございますから、その辺は大事にしてこの事業を進めていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

例えば地元の強い要求であっても、本当にこの事業を取り組んでどうなのかという見通しを行政だって立てて、指導すべきときは指導する必要があると私は思うんですよね。そがん言いよおばってん、今大変ばいと、もういつとき待ったほうがいいばいと。実際、本工事の着工は28年でしょう、約1年後でしょう。この1年後の間に農業情勢どう変わっていくかというのは大体目に見えていると思うんですよ。そういう中でこういう形で取り組んで、私は本当にやっていけるのかなという、私の心配がし過ぎならそれでいいですよ。しかし、本当にこれまでの鹿島市の農業の動きを見てきますと、例えば国が勧めたものを取り組んで、だめでまた次の国が勧めたものを取り組んでだめでということで国の言うとおりにやってきて、なかなかそれがうまくいかないと落ち込んできて今のような農業情勢になってきていますが、さらに今、TPPを初め外部からの圧力もいっぱい来ようとしているときに、こういう形でお金をかけていいのかと。私たちも農家の人たちと一緒に朝市をしたりいろんなことをしていますから、農家の方たちの状況を見ていますよ。どんなに苦勞なさっていますか。本当に一つ一つの野菜を売るのに、あんた、我が賃金出よんねと、出よらんですよね。寝ないようにして朝持ってきて100円で売って、そういう形をとらないと今やっていけないような状況はいっぱいあるわけですね。それでも売ればいいわけですけど、今本当に朝市で100円で売っても、スーパーに行ったら私たちが100円で売っているのが、70円とか90円とか60円で売ってあるんですよね。そういう状況の中で、大きなところがそういう形を出すから、本当に地元の農家の人たちも本当に苦勞なさって苦勞なさってされているわけですよ。そういうときに、やっぱりそういう苦勞があるから、少しでもよくなるようにしようという地元の人の気持ちもあると思いますが、全ての人がそれにくっついていけるかということ、私は本当に、ああやっぱり言いよったごといちなったねというようじゃいけません、そうなる心配をするから私は言っているんです。市長、どうでしょう、今の問題で答えただけませ

んか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

端的に言えば、私たちの国は誰かが、行政が何かしろとか、そういうことでなくて、基本的に自由主義の国ですから、最終的にはみずからがみずからの経営を決めないといけないという前提があると、私はそう思っているんですよ。そういうときにお手助けをするのは行政、僕はそういうふうに理解をしています。

今回ののは、先ほどから議論があっっていますように、これからの農業の見通しが大変だと。大変なときに何もせんと、これは沈没すると。だから、その中で、やる気があるということ、ちょっと言葉は語弊がありますが、少しでも何か負担をしてでも今を改善したいという方が基盤を上昇志向で改善をしたいとおっしゃる方が、自分のお金を出してでも今から先に何かをしようと思っておられると、これが基盤整備事業だと僕は思っているんですよ。したがって、今回は15%の負担をしてでも、自分の土地、改良したいと。そうすることによって、逆にさっきおっしゃっていた、100円しかないものが115円、120円のものができるかもしれない、その意欲を見せておられると、僕はそうだと思います。それを逆に最初から、それは危なかよ、やめんしゃい、しんしゃんな、摘んでしまうというのも、ちょっと極端だと思うんですよ。

したがって、だから、おいでになったら全てしているんじゃないありません。いろんな状況、我々も一緒になって検討をし、県も、あるいは関係の指導機関もJAも一緒になって、これだけの面積をしたらどうだろうかと、そうやって練り上げられた計画だと思います。だから、御趣旨がよくわからない部分がありますけれども、この話やめろとおっしゃるんだったら、ひょっとしたら農家の方の意欲をそいで、もうむしろ坂道を転げていくという道路を選択しると、こういうことになるかもしれない。それはやったから、今、100戸ほどの方が参加をしておられますから、全員がうまくいくかどうかわかりません。しかし、今やらないといけないと、少なくともそういう意思を固められて判こをおつきになる可能性があるというのを我々はだめだというのはかなり介入し過ぎだと、僕はそう思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

自主的に皆さんが今回もおいでになって、そして、行政が手助けをすると。これまでもそういうのはいろんなのがありますよ。地元から要求が出ています、自主的な要求でやっています、これは農業問題だけじゃありません。しかし、決してそうだけでもないんですね。やっぱり行政のほうからそういう指導があっって、地元から、もちろん要求がないとできない

というのもありますでしょうから、そういう形もあるわけですよね。今これをやめるといったら、意欲のある人のあれをそぐことになるんじゃないかと、結局、そういう皆さん方がせつかくやろうとしていらっしゃるのをとめてしまうようなことになるんじゃないかとおっしゃっていますが、私はそれでもやっぱり今回の事業はもう少し考えて、そして取り組む必要があると思うんですよ。

最後にお尋ねしますが、ここに何名かの人が出ていますが、全ての皆さんが了解をなさったの地元からの要求ということですから、要求になっているんですか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

正式な同意書につきましては、事業確定というか、4月か5月にとりまされども、申請段階で100%の同意を、仮同意をとられております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、本当にこういうことをしてこれからやっていく農業の見通しが全てにあるというようなことならば、それは無理をしてでもという気はありますよ。例えば、ピオの事業だって同じじゃないですか。あそこをすることによって周りがよくなっていく、商店が栄えていく、周りの商店も栄えさせるためにやりますよって、それだってやってみなきゃわからない問題ですけど、特に私は事業の規模というのは、先ほども言いました、パイロット事業と比べたらほんの小っちゃなものですよ。しかし、あれだけの事業をやるにはもっと大変な取り組みがあったと思いますが、その中で多くの人たちが夢を持ってやったものですら、ああいう形になってきたと。今回特に、何度も申しますが、今の農業情勢が鹿島だけの落ち込みじゃない。これはもう全国的に大きな問題を抱えている今ですので、余分な負担をさせていいものかと、このことを私は心配するので、質問をし、意見を申し上げました。あと討論には立ちませんが、残念ですけど、私は、この事業についてはもう少し見詰め直していく必要があるんじゃないかということで賛成には立ちませんので、そのことを申し上げまして質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

15番松本末治です。今、先輩議員から厳しい忠告があっておりましたけれども、実際、私は同じ地区でもありますし、やっとなめどがついたな、遅うなりよらんとかなというような思

いでおりました。それで、3カ所、もう1カ所本当は事業化できればなというようなことで私は考えていたわけですけど、まず、先ほども質問はあっておりました、10アール当たりの事業費、この総額から面積を割りますと、先ほど課長のほうから答弁があった数字が、大体15%、地元負担、受益者負担ということになっていくんだらうと思います。

それで、いろいろ地方創生というような国のお考えもありますから、もうちょっとこの負担割合が60、20、15、5ぐらいになるような趣というのはなかとですかね。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

圃場整備事業につきましては、受益面積の大きさといえますか、例えば60町以上あれば中山間地総合整備事業でできるとか、20ヘクタール以上あれば県営の経営体育成基盤整備事業ができるとか、規模によって国、県の補助率が決まっておりますので、この地区につきましては基盤整備促進事業ということで、鹿島市では平成16年当時、肥前七浦駅の裏のほうをこの事業でやっております、それと同じ補助率の、市の補助率15%、地元15%となっております。

ちなみに、国につきましては、60町であろうが20町であろうが、規模別にいっても55%変わらないんですよ。ただ、県のほうが30、25、15というふうに下がってきますので、その分、市と地元の負担がふえているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

そしたら、あと2ヘクタールふえたら県営にかがいつくということですか。いろいろあるかと思いますが、それとあわせて、今、先ほど先輩の心配の点もあったわけですが、先ほどの受益者戸数を足せば、全体では99になるとですかね、その分を、33、11、10ならば55にしかならんわけですけど、最終的にはそういうふうな戸数でまとまるということだったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

耕作者の世代別の数字を先ほど全部を言っておりませんでしたので申し上げたいと思います。この世代の調査は農水のほうにあります耕作台帳に生年月日表に書いていただいている分でございますので、不明の方が20名おられます。それで、30代の方が7名、40代の方は10名、50代の方は11名、60代の方は33名、70代の方は9名、80代の方は11名、90代の方は1名となっております。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

済みません、ありがとうございます。ただ、今から先の行政の指導、手助けというところが、先ほど市長からもありましたようにあっていくと思いますけれども、最終的に工区で幾らか違うと思いますけれども、実際私が知っているところでも、もう高齢で実際の事業はできないから若い人に譲ったというような話も聞いておりますので、最終的には半分ぐらいになれるのかなというような思いで私はおるわけですが、やっぱり先ほど市長のほうからありましたように、いろんな形で行政がかかわってもらって、先ほどの心配を解消できるような取り組み、それともう1つは、ここにあります田、畑、その他というような、その他は水路等というようなことのようにですけど、13町ぐらいできるわけですが、まだ3工区ありますから、また趣違ってくるかと思っておりますけれども、水田ばかりじゃなくいろいろな形での取り組みがなされるんじゃないかなろうかと思っておりますし、この事業にあわせて何かもうちょっと先を見た栽培体系というか、そういうふうなことは今の時点では考えておられないものか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

今現在99名の方が受益戸数になっておりますけれども、今現在も3工区とも換地委員会というのをつくっていただいております。それで、換地につきましては地元のほうで作業をされますので、その中でも、今あったような話があって集約が進んでいくものだと思っております。

それで、これは国に出している申請書の概要なんですけれども、今現在からふやしている分が、タマネギとか大豆、それから、キャベツ、アスパラガスなどを今現在の計画では挙げられているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

最後にしたいと思います。

今、課長のほうから答弁あったように、幾らかの形ができていくんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、幸い、関連地区に日本一の花卉栽培農家もあるわけですね。ユリというのが、百合野大橋というとも近くにあるとですけれども、できればそういうふうなことも、それには施設というのが、ハウスというのが付加されていかなければなりませんけれども、そういうふうなところまで、先ほどあった30代、40代という方がおられますから、ぜひ御指導、行

政誘導をしていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明後日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時44分 散会